

## 令和5年江南市議会3月定例会議案目録

令和5年2月22日

議案第1号	江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	P	3
議案第2号	江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	P	6
議案第3号	江南市手数料条例の一部改正について	P	10
議案第4号	江南市国民健康保険条例の一部改正について	P	35
議案第5号	江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	38
議案第6号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	44
議案第7号	江南市子ども・子育て会議条例の一部改正について	P	53
議案第8号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	56
議案第9号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	63
議案第10号	江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	P	66
議案第11号	都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更について	P	69
議案第12号	土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更について	P	71
議案第13号	市道路線の認定及び廃止について	P	75

議案第14号	令和4年度江南市一般会計補正予算(第13号)	P	87
議案第15号	令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	P	151
議案第16号	令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	P	165
議案第17号	令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算(第4号)	P	175
議案第18号	令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	P	189
議案第19号	令和4年度江南市水道事業会計補正予算(第7号)	P	199
議案第20号	令和4年度江南市下水道事業会計補正予算(第4号)	P	209
議案第21号	令和5年度江南市一般会計予算	P	228
議案第22号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算	P	229
議案第23号	令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算	P	230
議案第24号	令和5年度江南市介護保険特別会計予算	P	231
議案第25号	令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算	P	232
議案第26号	令和5年度江南市水道事業会計予算	P	233
議案第27号	令和5年度江南市下水道事業会計予算	P	236

令和5年議案第1号

江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 倉知 正憲

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価審査委員会委員 倉知正憲氏が令和5年3月9日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

倉 知 正 憲 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市固定資産評価審査委員会委員名簿

(令和5年2月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	倉知 正憲		自令和2年3月10日 至令和5年3月9日
	大谷 信明		自令和2年9月22日 至令和5年9月21日
	古田 嘉且		自令和4年4月1日 至令和7年3月31日

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4及び5 (略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 (略)

江南市市税条例（抜粋）

第71条 審査委員会の委員の定数を3人とする。

2 審査委員会の審査に関して必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

令和5年議案第2号

江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第31条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第41条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、江南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧  
対照表

新	旧
<p>(交通安全施設)</p> <p>第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に定めるものを設けるものとする。</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p> <p>第41条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、江南市移動等円滑化のために必要な道路の</u></p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に定めるものを設けるものとする。</p>



新	旧
<u>構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）に定める基準に適合する構造とするものとする。</u>	

令和5年議案第3号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表5 土木関係の表低炭素建築物新築等計画認定の項中

「

一戸建て住宅		1 棟の戸数が 1	1 件	37,100円
共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件	74,900円
		1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件	105,400円
		1 棟の総戸数が 11 以上のもの	1 件	148,300円

」を

「

一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1 件	19,100円	
	その他のもの		1 件	37,100円	
共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	1 棟の戸数が 1	1 件	19,100円
		1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 棟の総戸数が	1 件	35,900円
		1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 棟の総戸数が	1 件	51,900円

	のであるもの	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円
	その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円
		1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円

」に

改め、同表低炭素建築物新築等計画変更認定の項中

「

一戸建て住宅	1件	19,200円
--------	----	---------

」を

「

一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件	10,100円
	その他のもの	1件	19,200円

」に、

「

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円

	のもの		
	1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	77,100円

」を

「

建築物 全体、	全住戸が建 築物省エネ	1棟の戸数が1 のもの	1件	10,100円
建築物 全体及 び住戸	法基準省令 第10条第 2号イ(2)	1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	19,000円
又は複 合建築 物の住 宅部分 に係る もの	及びロ(2) に定める基 準に係るも のであるも の その他のも の	1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	27,700円
		1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	40,200円
		1棟の戸数が1 のもの	1件	19,200円
		1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	38,500円
		1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	54,500円
		1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	77,100円

」に改め、同表建築

物エネルギー消費性能向上計画認定の項中

「

一戸建て住宅			1件	37,100円
共同住宅等	建築物全体又は複 合建築物の住宅部	1棟の戸数が1 のもの	1件	37,100円

分に係るもの	1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	74,900円
	1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	105,400円
	1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	148,300円

」を

「

一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に定め る基準に係るものであるもの		1件	19,100円	
	その他のもの		1件	37,100円	
共同住宅等	建築物 全体又 は複合 建築物 の住宅 部分に 係るも の	全住戸が建 築物省エネ 法基準省令 第10条第 2号イ(2) 及びロ(2) に定める基 準に係るも のであるも の	1棟の戸数が1 のもの	1件	19,100円
		1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	35,900円	
	1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	51,900円		
	1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	74,600円		
	その他のも の	1棟の戸数が1 のもの	1件	37,100円	
	1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	74,900円		
	1棟の総戸数が 6以上10以下	1件	105,400円		

		のもの		
		1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	148,300円

」に

改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項中

「

一戸建て住宅			1件	19,200円
--------	--	--	----	---------

」を

「

一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条 第2号イ(2)及びロ(2)に定め る基準に係るものであるもの		1件	10,100円
	その他のもの		1件	19,200円

」に、

「

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1 のもの	1件		19,200円
	1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件		38,500円
	1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件		54,500円
	1棟の総戸数が 11以上のもの	1件		77,100円

」を

「

建築物全体、建築物全体及	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第	1棟の戸数が1 のもの	1件	10,100円
		1棟の総戸数が 2以上5以下の	1件	19,000円

び住戸	2号イ(2)	もの		
又は複 合建築 物の住 宅部分 に係る もの	及びロ(2) に定める基 準に係るも のであるも の	1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	27,700円
		1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	40,200円
	その他のも の	1棟の戸数が1 のもの	1件	19,200円
		1棟の総戸数が 2以上5以下の もの	1件	38,500円
		1棟の総戸数が 6以上10以下 のもの	1件	54,500円
		1棟の総戸数が 11以上のもの	1件	77,100円

」に改め、同表建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定の項中「一団地内に建築される」を「一団地内において建築等をする」に改め、同表既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定の項中「既存建築物の数を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定の項中「建築認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5土木関係の表一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定の項、既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定の項及び一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。



(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新							
(区分及び金額)							
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。							
別表（第3条関係）							
5 土木関係							
区分	単位	金額	備考				
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項 (略)							
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関（以下この表において「適合性確認機関」という。）が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） (略)						
画認定	その他 の 場合	一戸建て	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件	19,100円		
			その他のもの	1件	37,100円		
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部に係るもの	全住戸が1棟の戸数が1のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,100円	(略)
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円	
		住宅部に係るもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円	
			10条第2号イ	10条第2号イ	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円

新

			(2) 1棟の総戸数が11以上のも	1件	74,600円	
			(2) の定める基準に係るものであるもの			
			その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円
				1棟の総戸数が11以上のも	1件	148,300円
			複合建築物の非住宅部分に係るもの			(略)
			その他の建築物			(略)
低炭	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等					(略)

新								
素建 築物 新築 等計 画変 更認 定	その他 の場合	一戸建て	建築物省エネ法基	1件	<u>10,100円</u>	(略)		
		住宅	準省令第10条第2	1件	<u>19,200円</u>			
			号イ(2)及びロ(2)					
			に定める基準に係					
		るものであるもの						
		その他のもの	1件	<u>19,200円</u>				
		共同住宅	住戸のみに係るもの (略)					
		等	建築	全住	1棟の戸		1件	<u>10,100円</u>
		物全	戸が	数が1の				
		体、	建築	もの				
建築	物省	1棟の総	1件	<u>19,000円</u>				
物全	エネ	戸数が2						
体及	法基	以上5以						
び住	準省	下のもの						
戸又	令第	1棟の総	1件	<u>27,700円</u>				
は複	10条	戸数が6						
合建	第2	以上10以						
築物	号イ	下のもの						
の住	(2)	1棟の総	1件	<u>40,200円</u>				
宅部	及び	戸数が11						
分に	ロ	以上のも						
係る	(2)	の						
もの	に定							
	める							
	基準							
	に係							
	るも							
	ので							
	ある							
	もの							

新								
			その	1棟の戸	1件	<u>19,200円</u>		
			他の	数が1の				
			もの	もの				
				1棟の総	1件	<u>38,500円</u>		
				戸数が2				
				以上5以				
				下のもの				
				1棟の総	1件	<u>54,500円</u>		
				戸数が6				
				以上10以				
				下のもの				
				1棟の総	1件	<u>77,100円</u>		
				戸数が11				
				以上のもの				
				の				
			複合建築物の非住宅部分に係るもの					(略)
			その他の建築物					(略)
建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項							(略)	
建築	計画適合性確認機関が認めた場合等						(略)	
物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定	その他 の場合	一戸建て 住宅	建築物省エネ法基		1件	<u>19,100円</u>		
			準省令第10条第2					
			号イ(2)及びロ(2)					
		に定める基準に係						
るものであるもの								
その他のもの				1件	<u>37,100円</u>			
	共同住宅 等	建築 物全 体又 は複	建築	全住	1棟の戸	1件	<u>19,100円</u>	(略)
物全			戸が	数が1の				
体又			建築	もの				
		は複	物省	1棟の総	1件	<u>35,900円</u>		

新						
			合建 建築物 の住 宅部 分に 係る もの	エネ 法基 準省 令第 10条 第2 号イ	戸数が2 以上5以 下のもの 1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件 51,900円
				(2) 及び ロ (2)の に定 める 基準 に係 るも ので ある もの	1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件 74,600円
			その 他の もの		1棟の戸 数が1の もの	1件 37,100円
					1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件 74,900円
					1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件 105,400円

新						
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円
			複合建築物の非住宅部分に係るもの			(略)
		その他の建築物 (略)				
建築	計画適合性確認機関が認めた場合等					(略)
物エネルギー消費性能向上計画変更認定	その他 の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	10,100円
			その他のもの		1件	19,200円
	共同住宅等	住戸のみに係るもの (略)				
		建築物全体、及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が1棟の戸数が1のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	10,100円
		建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	19,000円
		建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	27,700円
		建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	40,200円

新

				める 基準 に係 るも ので ある もの				
				その 他の もの	1棟の戸 数が1の もの	1件	<u>19,200円</u>	
					1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	<u>38,500円</u>	
					1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	<u>54,500円</u>	
					1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件	<u>77,100円</u>	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの					(略)
			その他の建築物					(略)
建築 物エ ネル ギー	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合 (略)							
消費 性能	その他 の場合	一戸建て 住宅	建築物省エネ法基 準省令第1条第1項		1件		19,100円	

新			
基準 適合 認定		第2号イ(2)及びロ (2)又はイ(3)及び ロ(3)に定める基 準に係るもの	
		その他のもの (略)	
	共同住宅 等	全住戸が 建築物省 エネ法基 準省令第 1条第1項 第2号イ (2)及び ロ(2)又 はイ(3) 及びロ (3)に定 める基準 に係るも のである もの	(略)
		その他のもの (略)	
	その他の建築物 (略)		
	開発行為許可の項～建築物の敷地と道路との関係の認定の項 (略)		
<u>一団</u> <u>地内</u> <u>にお</u> <u>いて</u> <u>建築</u> <u>等を</u> <u>する</u>	(略)		



新

1 又は 2 以上の建築物の特例認定

既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定	1件	78,000円 + (n - 1) × 28,000円	n: 建築物(建築等をするものに限る)の数
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定	1件	78,000円 + (n - 1) × 28,000円	n: 建築物(新築又は増築等をするものに限る)の数
一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの項～屋外広告物の項			(略)

備考 (略)

旧

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表 (第3条関係)

5 土木関係

区分		単位	金額	備考		
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項 (略)						
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関（以下この表において「適合性確認機関」という。）が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） (略)					
画認定	その他	一戸建て住宅	1件	37,100円		
	等	共同住宅建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(略)
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	

旧									
			<table border="1"> <tr> <td>1棟の総戸数が11以上のもの</td> <td>1件</td> <td>148,300円</td> </tr> </table>	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円			
1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円							
			<table border="1"> <tr> <td>複合建築物の非住宅部分に係るもの</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の建築物</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	複合建築物の非住宅部分に係るもの		(略)	その他の建築物		(略)
複合建築物の非住宅部分に係るもの		(略)							
その他の建築物		(略)							
低炭	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等		(略)						

旧							
素建築物 新築 等計 画変 更認 定	その他 の場合	一戸建て住宅		1件	19,200円		
		共同住宅		住戸のみに係るもの (略)			
	等	建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの		1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	(略)
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	

旧

旧							
			複合建築物の非住宅部分に係るもの			(略)	
		その他の建築物 (略)					
建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項 (略)							
建築	計画適合性確認機関が認めた場合等 (略)						
物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定	その他 の場合	<u>一戸建て住宅</u>			<u>1件</u>	<u>37,100円</u>	
		<u>共同住宅 等</u>	<u>建築物全 体又は複 合建築物 の住宅部</u>	<u>1棟の戸 数が1の もの</u>	<u>1件</u>	<u>37,100円</u>	(略)
			<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>74,900円</u>		

旧

			<u>分に係る</u>	<u>戸数が2</u>		
			<u>もの</u>	<u>以上5以</u>		
				<u>下のもの</u>		
				<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>105,400円</u>
				<u>戸数が6</u>		
				<u>以上10以</u>		
				<u>下のもの</u>		
				<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>148,300円</u>
				<u>戸数が11</u>		
				<u>以上のも</u>		
				<u>の</u>		

旧							
		複合建築物の非住宅部分に係るもの			(略)		
		その他の建築物 (略)					
建築	計画適合性確認機関が認めた場合等 (略)						
物エ	その他 の場合	一戸建て住宅	1件	19,200円			
ネル							
ギー							
消費							
性能							
向上							
計画		共同住宅	住戸のみに係るもの (略)				
変更		等	建築物全	1棟の戸	1件	19,200円	(略)
認定			体、建築	数が1の			
			物全体及	もの			
			び住戸又	1棟の総	1件	38,500円	
			は複合建	戸数が2			
		築物の住	以上5以				
		宅部分に	下のもの				
		係るもの	1棟の総	1件	54,500円		
			戸数が6				
			以上10以				
			下のもの				
			1棟の総	1件	77,100円		
			戸数が11				
			以上のも				
			の				

旧							
			複合建築物の非住宅部分に係るもの			(略)	
		その他の建築物		(略)			
建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合 (略)						
消費性能	その他 の場合	一戸建て 住宅	建築物省エネ法基 準省令第1条第1項	1件	19,100円		



旧	
基準 適合 認定	<p>第2号イ(2)(i)及 びロ(2)又はイ(3) 及びロ(3)に定め る基準に係るもの</p> <p>その他のもの (略)</p>
	<p>共同住宅 等</p> <p>全住戸が 建築物省 エネ法基 準省令第 1条第1項 第2号イ (2)(ii)及 びロ(2) 又はイ (3)及び ロ(3)に 定める基 準に係る ものであ るもの</p> <p>その他のもの (略)</p> <p>その他の建築物 (略)</p>
開発行為許可の項～建築物の敷地と道路との関係の認定の項 (略)	
一団 地内 に建 築さ れる 1 又 は 2	(略)

旧			
以上の建築物の特例認定			
既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定	1件	78,000円 + (n - 1) × 28,000円	n: 建築物( <u>既存建築物の数を除く</u> )の数
一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定</u>	1件	78,000円 + (n - 1) × 28,000円	n: 建築物( <u>一敷地内認定建築物を除く</u> )の数
一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの項～屋外広告物の項			(略)
備考 (略)			

令和5年議案第4号

江南市国民健康保険条例の一部改正について

江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、健康保険の給付額の改正に伴い、国民健康保険の出産育児一時金の額を引き上げる必要があるからであります。

## 江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の江南市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

令和5年議案第5号

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条におい

て「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間における改正後の江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。



(参 考)

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、放課後</u> <u>児童健全育成事業所ごとに、当該放課後</u> <u>児童健全育成事業所の設備の安全点検、</u> <u>職員、利用者等に対する事業所外での活</u> <u>動、取組等を含めた放課後児童健全育成</u> <u>事業所での生活その他の日常生活にお</u> <u>ける安全に関する指導、職員の研修及び</u> <u>訓練その他放課後児童健全育成事業所</u> <u>における安全に関する事項についての</u> <u>計画（以下この条において「安全計画」</u> <u>という。）を策定し、当該安全計画に従い</u> <u>必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に</u> <u>対し、安全計画について周知するととも</u> <u>に、前項の研修及び訓練を定期的実施</u> <u>しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者</u> <u>の安全の確保に関して保護者との連携</u> <u>が図られるよう、保護者に対し、安全計</u> <u>画に基づく取組の内容等について周知</u> <u>しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的</u> <u>に安全計画の見直しを行い、必要に応じ</u> <u>て安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、</u></p>	

新	旧
<p><u>利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよ</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよ</p>

新	旧
<p>うに、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>うに<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

令和5年議案第6号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、個人番号を利用することができる事務に子育て短期支援事業の利用者の負担の軽減に関する事務及び病児保育事業の利用に係る手数料の助成に関する事務を加えるため必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の3の項を8の5の項とし、8の2の項を8の4の項とし、8の項の次に次のように加える。

8の2 市長	子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業をいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8の3 市長	病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）の利用に係る手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の8の項を次のように改める。

8 市長	子育て短期支援事業の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------	--

別表第2中8の3の項を8の4の項とし、8の2の項を8の3の項とし、8の項の次に次のように加える。

8の2 市長	病児保育事業の利用に係る手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--------	--------------------------------------	--

別表第2の15の項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	
(個人番号の利用範囲)	
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。	
2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	
3及び4 (略)	
別表第1(第4条関係)	
執行機関	事務
1の項～8の項	(略)
8の2 市長	<u>子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業をいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8の3 市長	<u>病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）の利用に係る手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8の4 市長	(略)
8の5 市長	(略)
9の項～27の項	(略)
別表第2(第4条関係)	

新

執行機関	事務	特定個人情報
1の項～7の項 (略)		
8 市長	子育て短期支援事業の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8の2 市長	病児保育事業の利用に係る手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8の3 市長	(略)	(略)
8の4 市長	(略)	(略)
9の項～14の項 (略)		
15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年



新		
		<p>法律第73号) による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
16の項～46の項		(略)

旧

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3及び4 (略)

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1の項～8の項	(略)
8の2 市長	(略)
8の3 市長	(略)
9の項～27の項	(略)

別表第2(第4条関係)

旧		
執行機関	事務	特定個人情報
1の項～7の項 (略)		
<u>8</u> <u>削除</u>		
<u>8の2</u> 市長	(略)	(略)
<u>8の3</u> 市長	(略)	(略)
15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> 、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育

旧		
		<p>医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
16の項～46の項	(略)	

令和5年議案第7号

江南市子ども・子育て会議条例の一部改正について

江南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

江南市子ども・子育て会議条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、江南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、江南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>

令和5年議案第8号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。



江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」

という。)を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号におい</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等</p>

新	旧
<p>て同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳</u>  <u>幼児の安全の確保を図るため、家庭的保</u>  <u>育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業</u>  <u>所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼</u>  <u>児等に対する事業所外での活動、取組等</u>  <u>を含めた家庭的保育事業所等での生活</u>  <u>その他の日常生活における安全に關す</u>  <u>る指導、職員の研修及び訓練その他家庭</u>  <u>的保育事業所等における安全に關する</u>  <u>事項についての計画（以下この条におい</u>  <u>て「安全計画」という。）を策定し、当該</u>  <u>安全計画に従い必要な措置を講じなけ</u>  <u>ればならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安</u>  <u>全計画について周知するとともに、前項</u>  <u>の研修及び訓練を定期的実施しなけ</u>  <u>ればならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の</u>  <u>安全の確保に関して保護者との連携が</u>  <u>図られるよう、保護者に対し、安全計画</u>  <u>に基づく取組の内容等について周知し</u>  <u>なければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全</u>  <u>計画の見直しを行い、必要に応じて安全</u>  <u>計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p>については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

新	旧
<p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p><u>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び</u></p>

新	旧
<p>ねることができる。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

令和5年議案第9号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<u>第26条 削除</u>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

令和5年議案第10号

江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正  
について

江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、新図書館建設事業の完了に伴い、改正する必要があるから  
であります。

江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成8年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「江南市新図書館建設事業等基金」を「江南市図書館整備事業基金」に改める。

第2条中「新図書館の建設及び整備に係る事業並びに」及び「施設」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="280 432 778 521"><u>江南市図書館整備事業基金</u>の設置、 管理及び処分に関する条例</p> <p data-bbox="225 544 312 577">(趣旨)</p> <p data-bbox="188 607 791 875">第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>江南市図書館整備事業基金</u>(以下「基金」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="225 898 312 931">(設置)</p> <p data-bbox="188 958 791 1048">第2条 江南市立図書館の整備に係る事業の推進を図るため、基金を設置する。</p>	<p data-bbox="898 432 1396 521"><u>江南市新図書館建設事業等基金</u>の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p data-bbox="842 544 930 577">(趣旨)</p> <p data-bbox="805 607 1406 875">第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>江南市新図書館建設事業等基金</u>(以下「基金」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="842 898 930 931">(設置)</p> <p data-bbox="805 958 1406 1167">第2条 <u>新図書館の建設及び整備に係る事業並びに江南市立図書館施設</u>の整備に係る事業の推進を図るため、基金を設置する。</p>

令和5年議案第11号

都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の変更について

令和4年江南市議会6月定例会において原案可決された議案第46号「都市構造再編集中支援事業 布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	167,640,000円
2	変更金額の増額	金	6,788,100円
3	変更後契約金額	金	174,428,100円

提案理由

この案を提出するのは、緑化施設の仕様変更等により、契約金額を変更する必要があるからであります。

(参 考)

## 仮 変 更 契 約 書



- 1 工 事 名 都市構造再編集中支援事業  
布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事
- 2 工事場所 江南市布袋町地内
- 3 工 期 原 工 期 自 令 和 4 年 6 月 30 日  
至 令 和 5 年 3 月 24 日  
変 更 工 期 自 令 和 年 月 日  
変更なし 至 令 和 年 月 日

4 変更による契約金額 金6,788,100 円 増 額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金617,100 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社林本建設との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

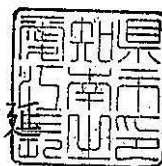
なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和4年6月29日付けの契約書による。

この変更契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年1月25日

発注者 江南市  
市長

澤田 和延



受注者

愛知県江南市草井町宮東269番地  
株式会社 林本建設  
代表取締役 林本圭司

## 令和5年議案第12号

### 土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の別図第1に示す区域において町及び字の区域を別図第2に示すとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

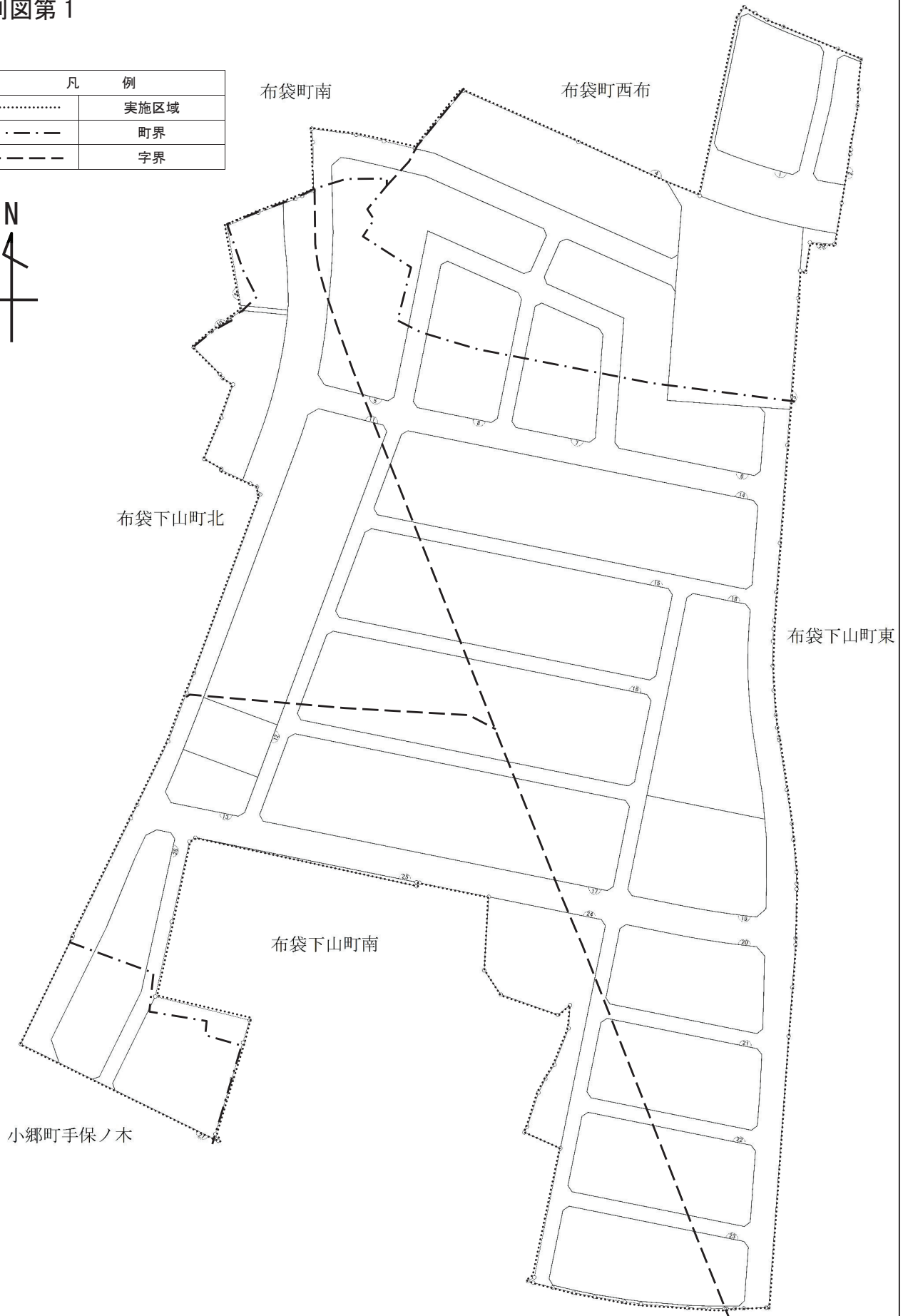
江南市長 澤田 和延

#### 提案理由

この案を提出するのは、尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、町界を整然とするため、必要があるからであります。

# 別図第 1

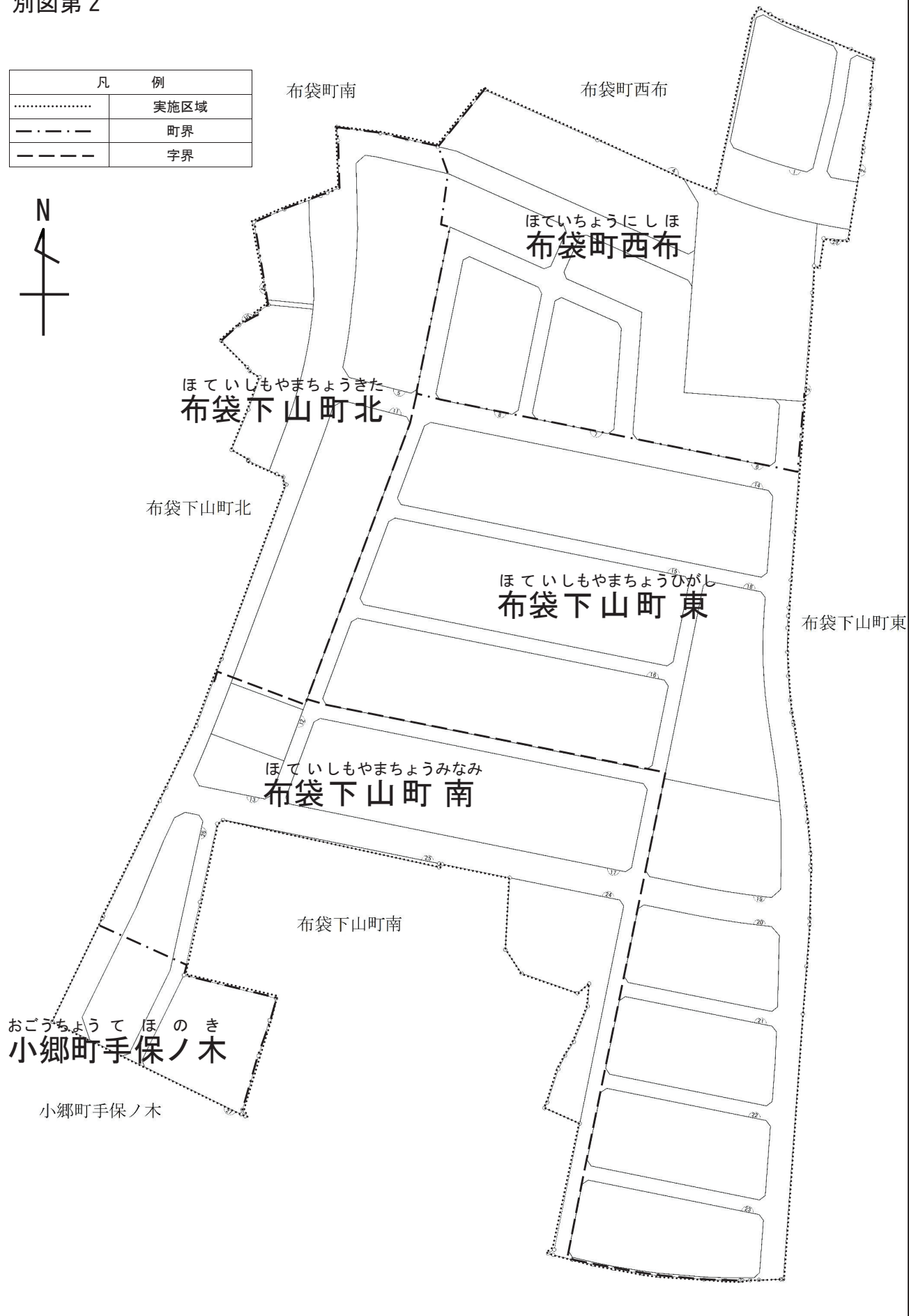
凡	例
.....	実施区域
- . - . - .	町界
- - - -	字界

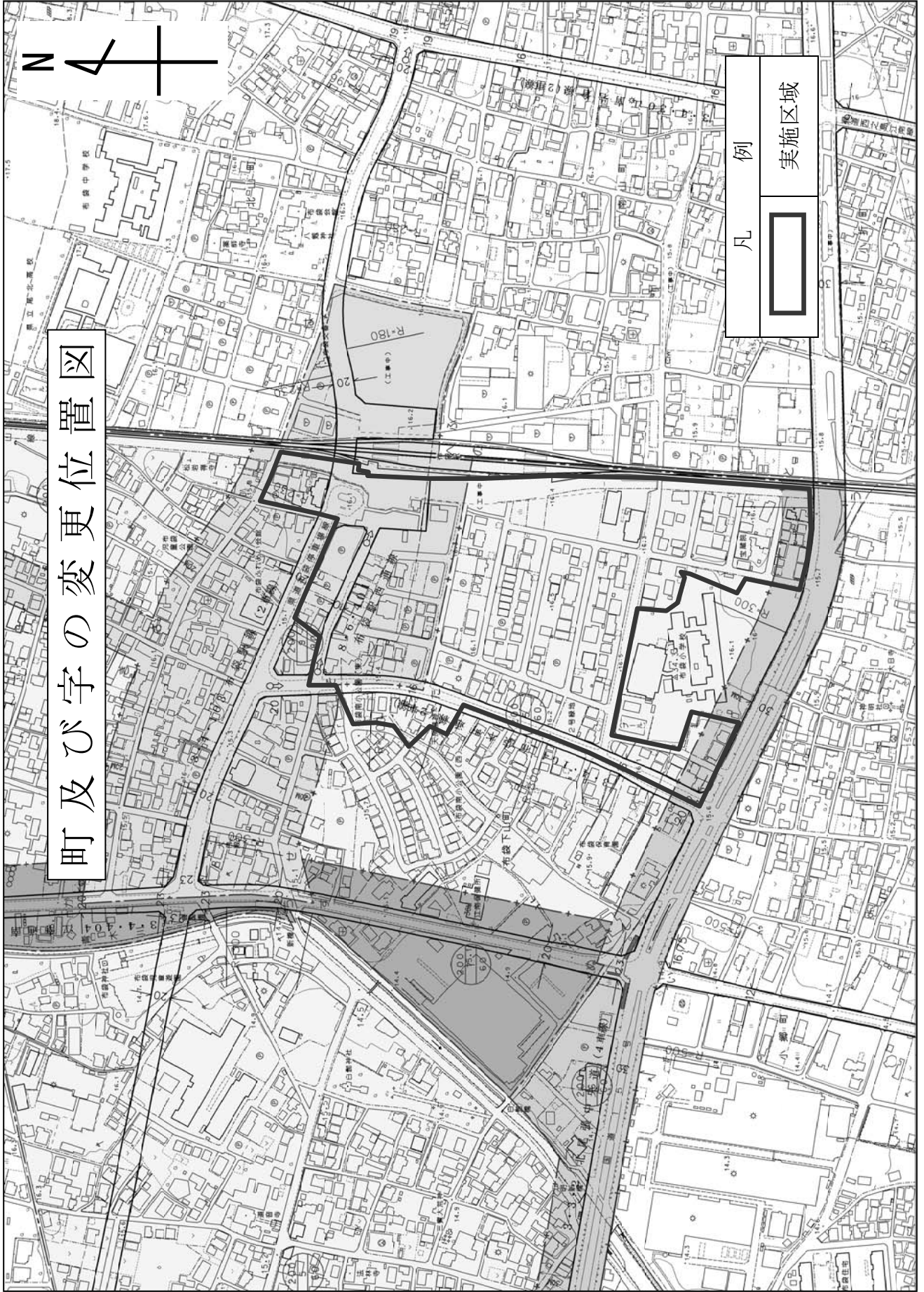




別図第2

凡	例
.....	実施区域
- . - . - .	町界
- - - -	字界





町及び字の変更位置図

例  
 実施区域

令和5年議案第13号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を別添のとおり認定及び廃止したいので道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

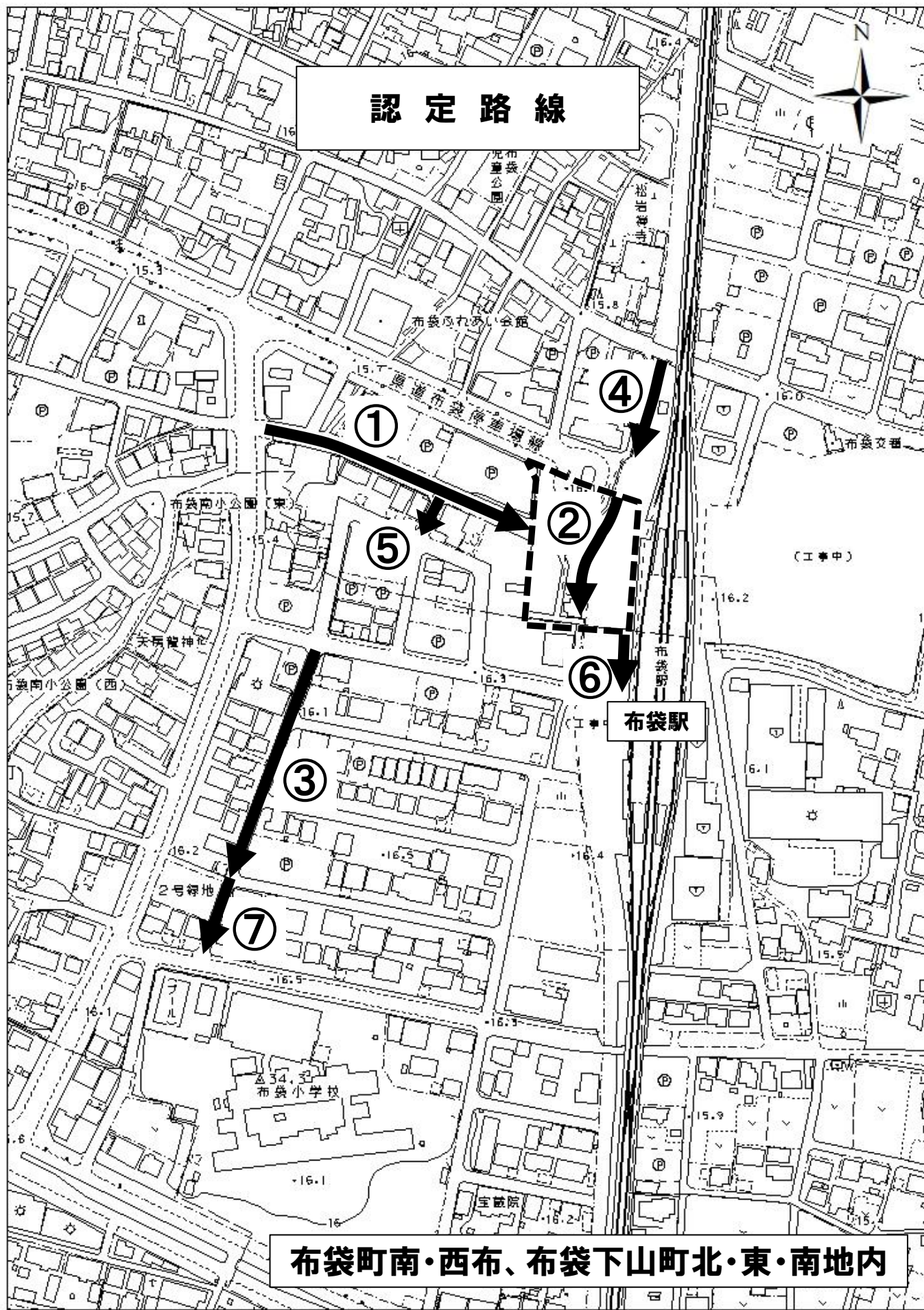
提案理由

この案を提出するのは、布袋駅西通線整備事業等に伴い道路網の整備を図るため、市道路線を認定及び廃止する必要があるからであります。

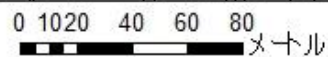
認 定 路 線

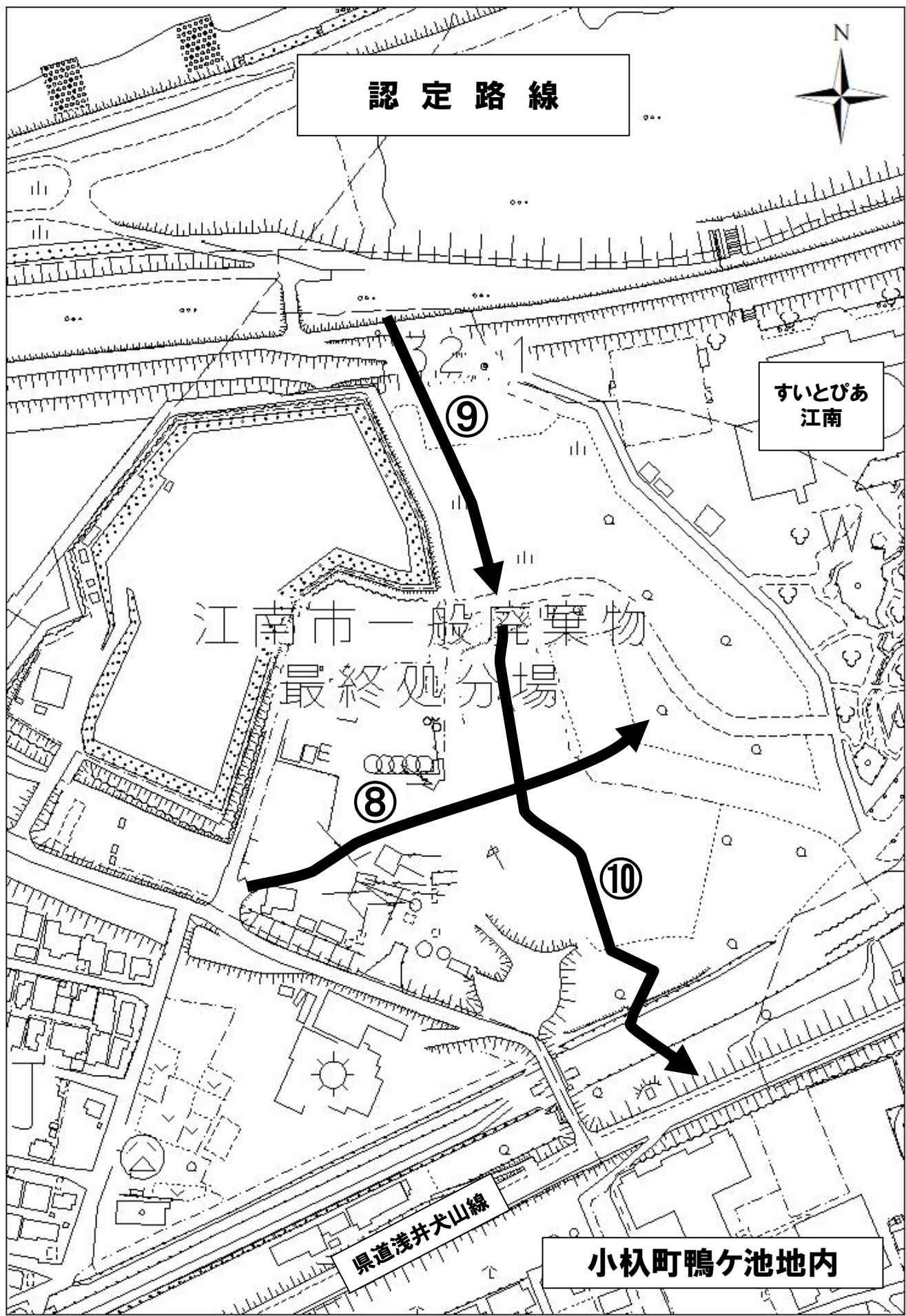
整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	主 要 経 過 地
1	市道 布袋駅西通線	布袋町南240番地先 布袋町西布163番地先	
2	市道 布袋駅西駅前広場線	布袋町西布87番地先 布袋下山町東93番1地先	
3	市道南部第 191号線	布袋下山町北70番地先 布袋下山町南103番地先	
4	市道南部第 395号線	布袋町西布45番地先 布袋町西布200番地先	
5	市道南部第 396号線	布袋町西布133番地先 布袋町西布140番地先	
6	市道南部第 397号線	布袋下山町東15番地先 布袋下山町東106番1地先	
7	市道南部第 398号線	布袋下山町南101番地先 布袋下山町南130番地先	
8	市道北部第 21号線	小杖町鴨ヶ池320番地先 小杖町鴨ヶ池157番地先	
9	市道北部第 30号線	小杖町鴨ヶ池68番地先 小杖町鴨ヶ池192番地先	
10	市道北部第 30-1号線	小杖町鴨ヶ池220番地先 小杖町鴨ヶ池488番地先	
11	市道北部第 780号線	宮田神明町春日8番地先 宮田神明町春日419番地先	
12	市道北部第 813号線	和田町中島166番地先 和田町中島124番3地先	

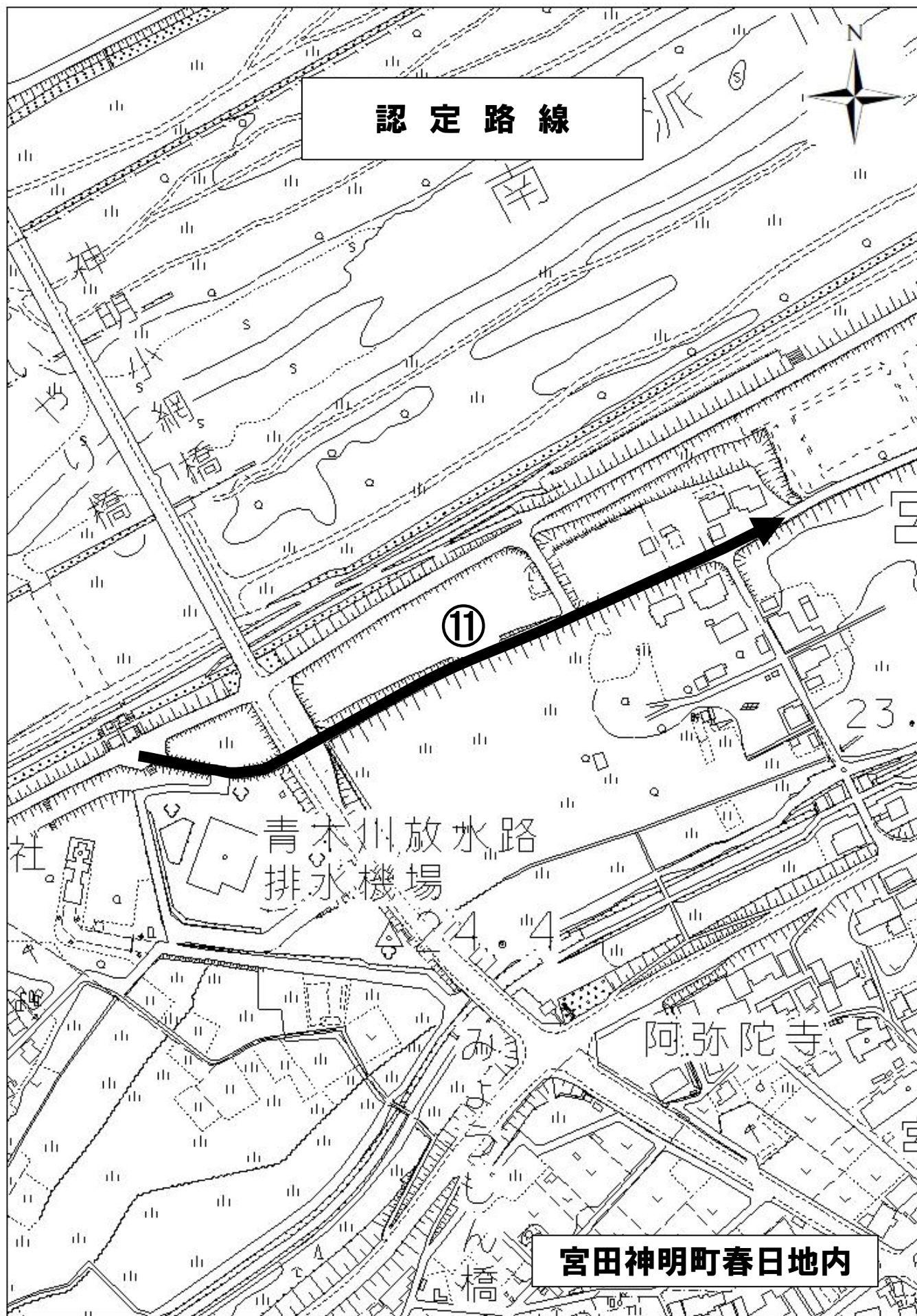
# 認定路線



布袋町南・西布、布袋下山町北・東・南地内







認定路線

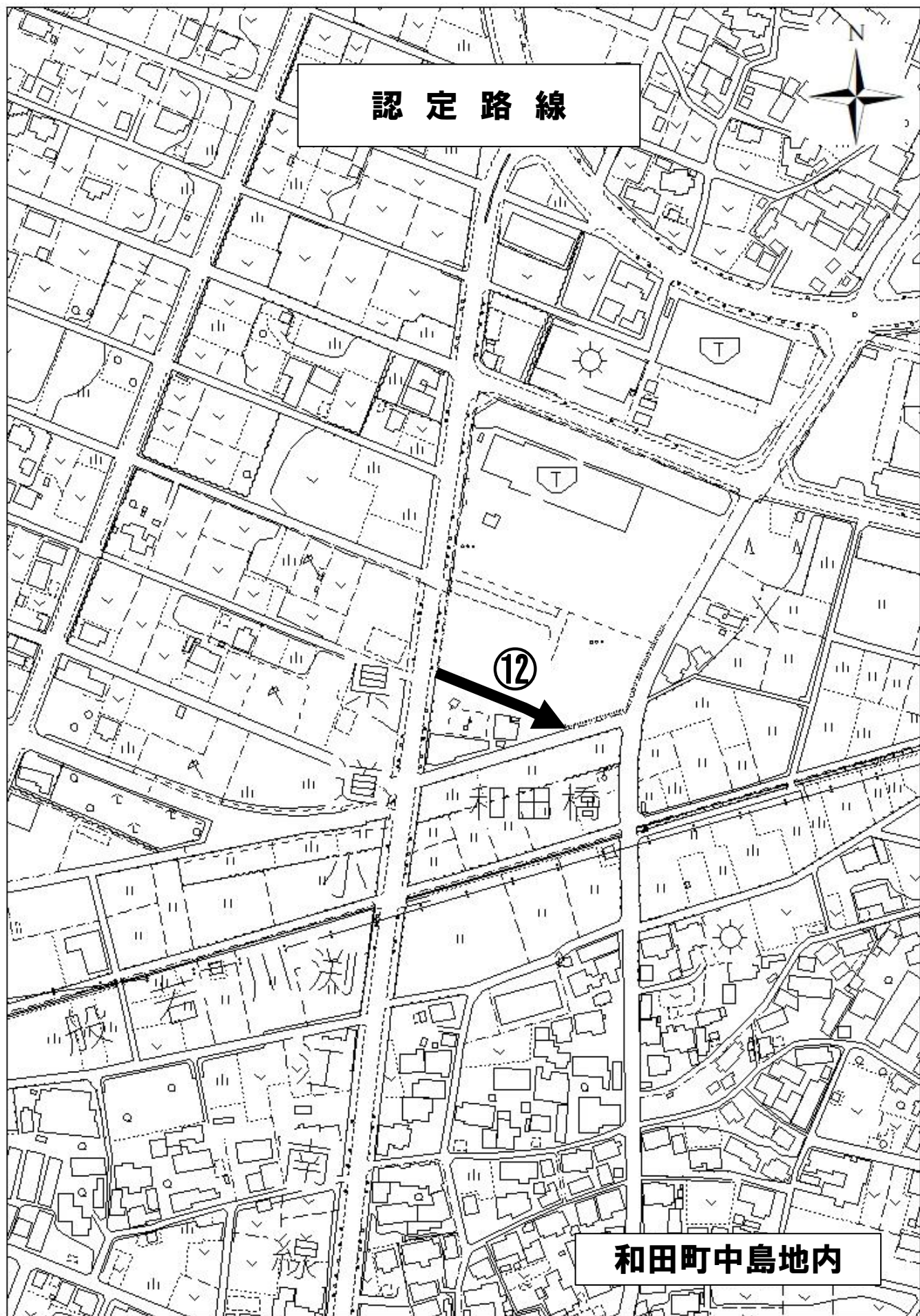
11

青木川放水路  
排水機場

阿弥陀寺

宮田神明町春日地内

0 10 20 40 60 80  
メートル



認定路線

12

和田橋

小川

一般

岩

南

線

和田町中島地内

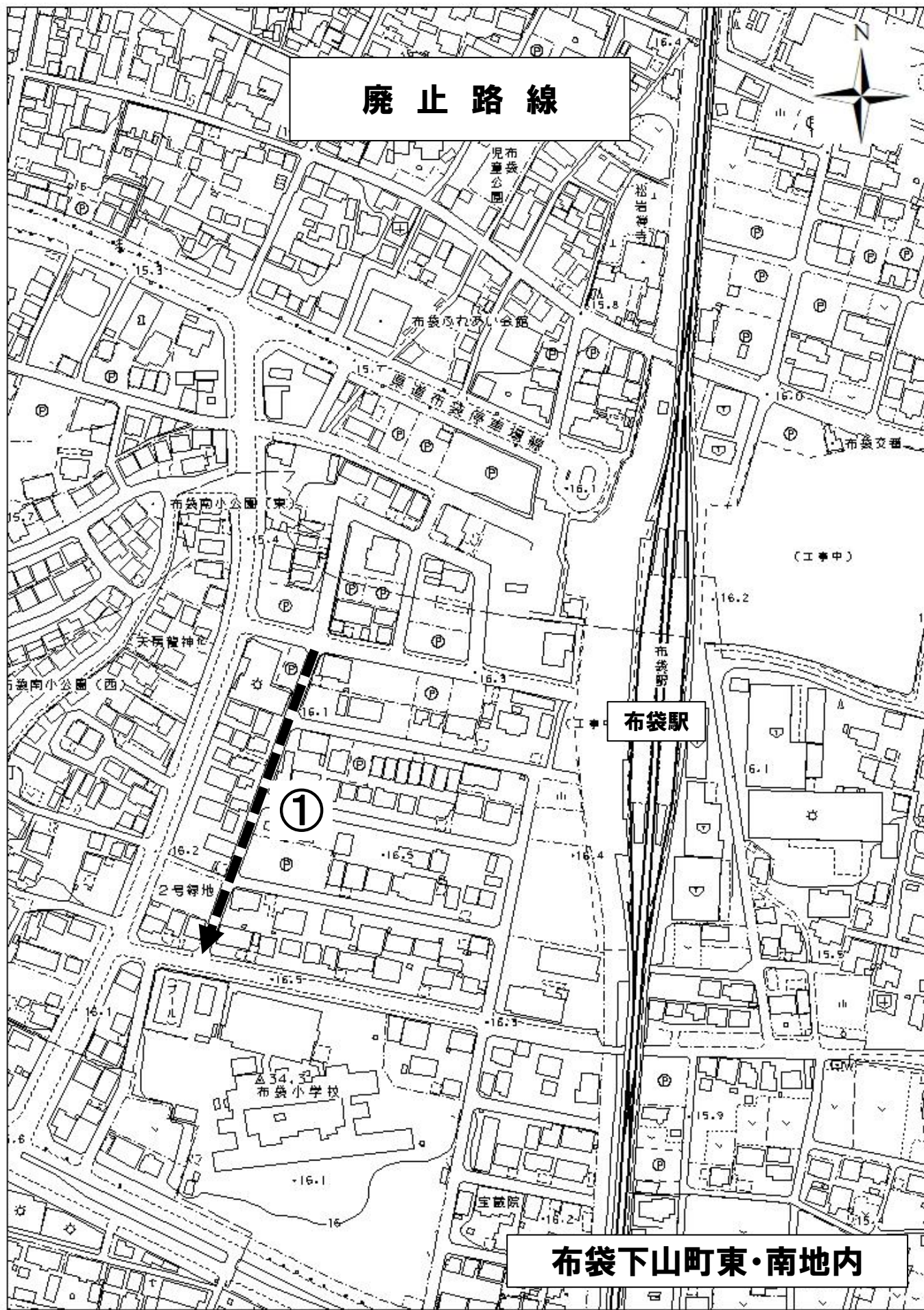
0 10 20 40 60 80  
メートル



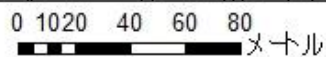
廃止路線

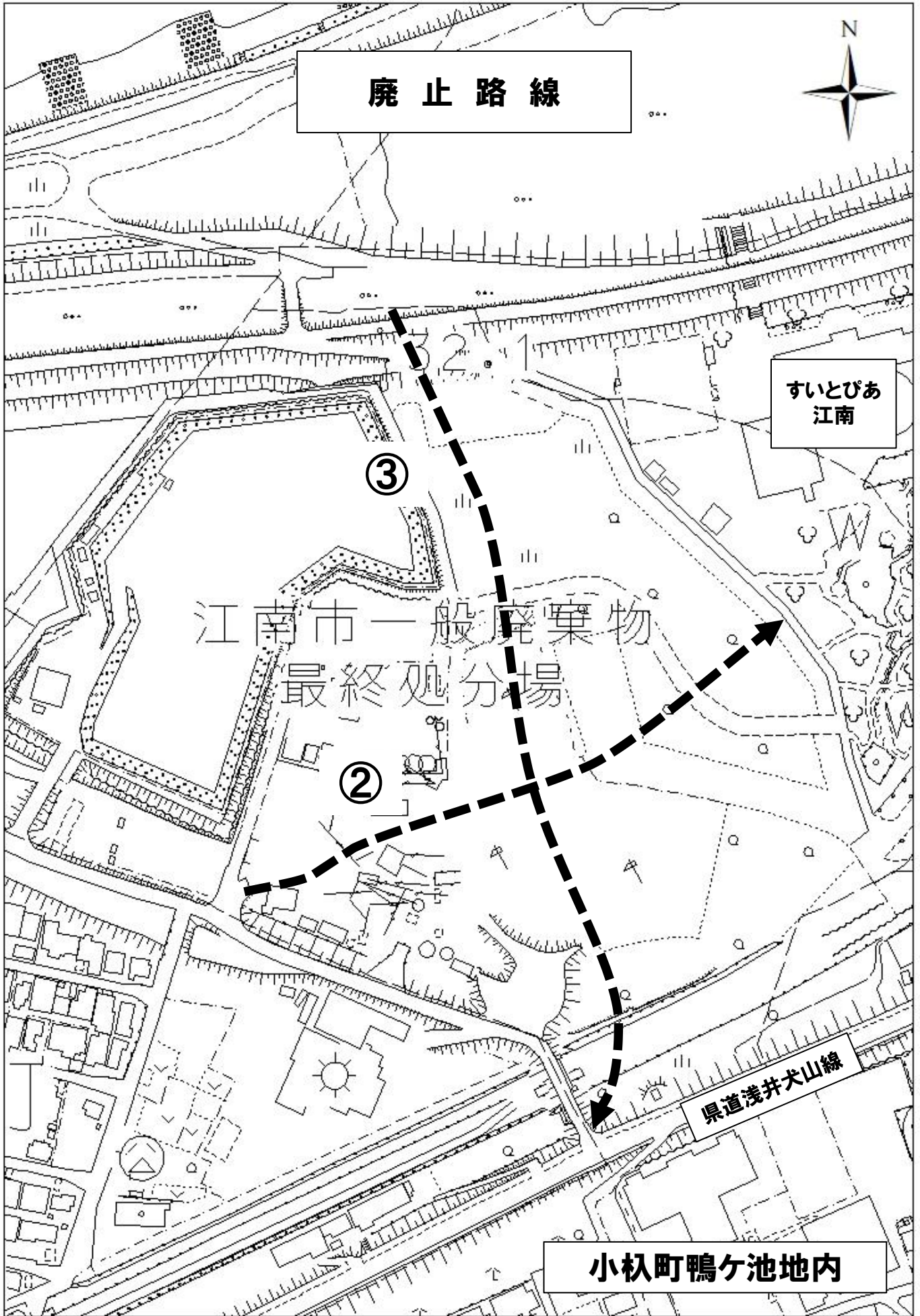
整理番号	路線名	起 点 終 点	主要 経過地
1	市道南部第 191号線	布袋下山町東30番地先 布袋下山町南131番1地先	
2	市道北部第 21号線	小杵町鴨ヶ池320番地先 小杵町鴨ヶ池468番地先	
3	市道北部第 30号線	小杵町鴨ヶ池68番地先 小杵町鴨ヶ池492番1地先	
4	市道北部第 780号線	宮田神明町春日8番地先 宮田神明町緑419番地先	
5	市道北部第 813号線	和田町中島167番地先 和田町中島163番地先	
6	市道北部第 949号線	宮田神明町緑411番2地先 宮田神明町緑419番地先	

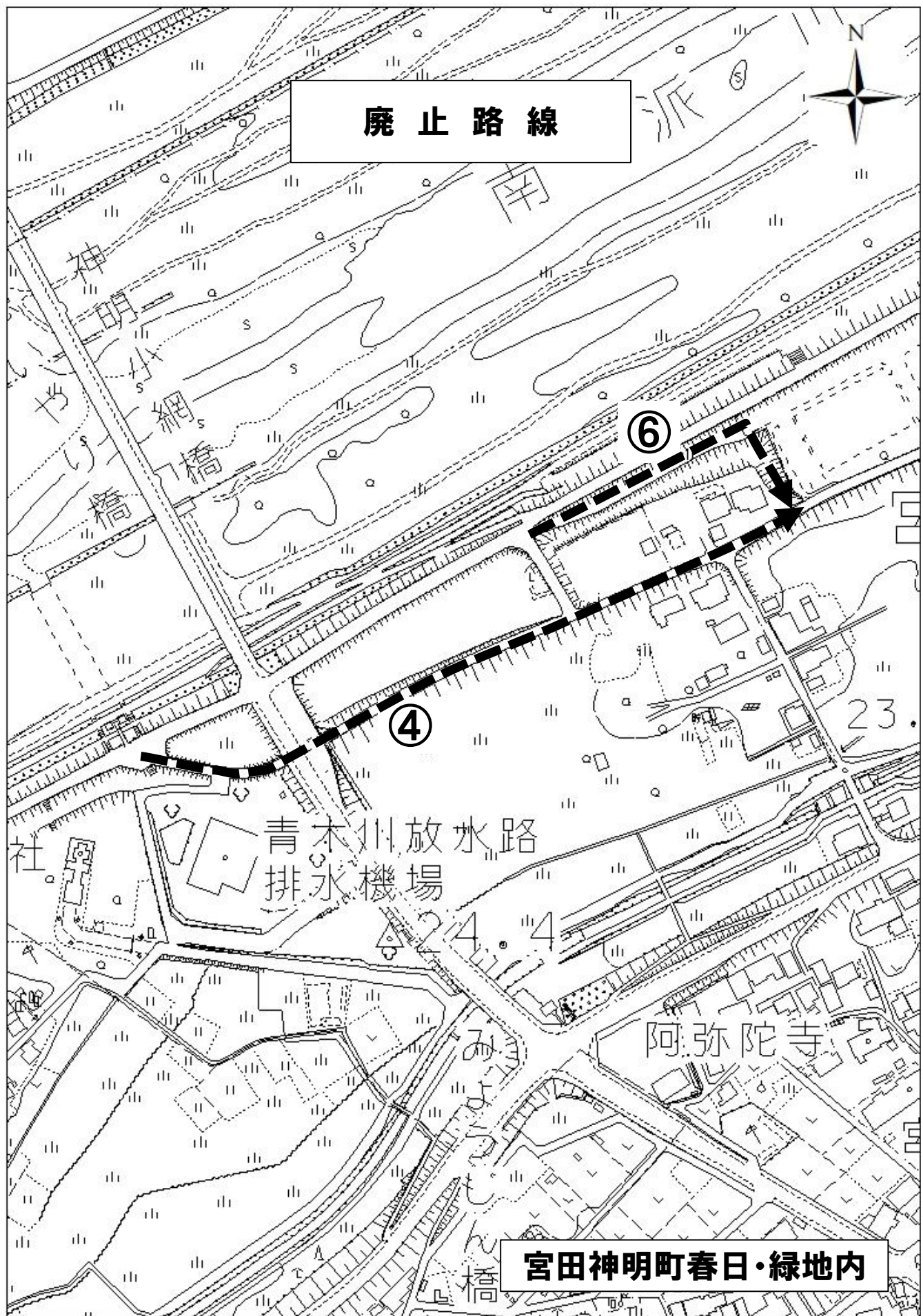
# 廃止路線



## 布袋下山町東・南地内







**廃止路線**

**宮田神明町春日・緑地内**

0 10 20 40 60 80  
メートル



廃止路線

⑤

和田橋

小川

岩瀬

江南線

和田町中島地内

0 10 20 40 60 80  
メートル

(参 考)

## 認 定 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道 布袋駅西通線	布袋町南240番地先 布袋町西布163番地先	布袋駅西通線整備事業に伴い新規認定
2	市道 布袋駅西駅前広場線	布袋町西布87番地先 布袋下山町東93番1地先	布袋駅西駅前広場整備事業に伴い新規認定
3	市道南部第 191号線	布袋下山町北70番地先 布袋下山町南103番地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い終点移動
4	市道南部第 395号線	布袋町西布45番地先 布袋町西布200番地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い新規認定
5	市道南部第 396号線	布袋町西布133番地先 布袋町西布140番地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い新規認定
6	市道南部第 397号線	布袋下山町東15番地先 布袋下山町東106番1地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い新規認定
7	市道南部第 398号線	布袋下山町南101番地先 布袋下山町南130番地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い認定
8	市道北部第 21号線	小杣町鴨ヶ池320番地先 小杣町鴨ヶ池157番地先	新学校給食センター整備に伴い終点移動
9	市道北部第 30号線	小杣町鴨ヶ池68番地先 小杣町鴨ヶ池192番地先	新学校給食センター整備に伴い終点移動
10	市道北部第 30-1号線	小杣町鴨ヶ池220番地先 小杣町鴨ヶ池488番地先	新学校給食センター整備に伴い認定
11	市道北部第 780号線	宮田神明町春日8番地先 宮田神明町春日419番地先	フラワーパーク江南Ⅱ期地区整備に伴い終点移動
12	市道北部第 813号線	和田町中島166番地先 和田町中島124番3地先	道路認定漏れのため起点移動

## 廃 止 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道南部第 191号線	布袋下山町東30番地先 布袋下山町南131番1地先	江南布袋南部土地区画整理事業に伴い終点移動
2	市道北部第 21号線	小杣町鴨ヶ池320番地先 小杣町鴨ヶ池468番地先	新学校給食センター整備に伴い終点移動
3	市道北部第 30号線	小杣町鴨ヶ池68番地先 小杣町鴨ヶ池492番1地先	新学校給食センター整備に伴い終点移動
4	市道北部第 780号線	宮田神明町春日8番地先 宮田神明町緑419番地先	フラワーパーク江南Ⅱ期地区整備に伴い終点移動
5	市道北部第 813号線	和田町中島167番地先 和田町中島163番地先	道路認定漏れのため起点移動
6	市道北部第 949号線	宮田神明町緑411番2地先 宮田神明町緑419番地先	フラワーパーク江南Ⅱ期地区整備に伴い廃止

令和5年議案第14号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201,280千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,614,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 12,736,592	千円 809,277	千円 13,545,869
	1市 民 税	6,035,561	770,265	6,805,826
	2固 定 資 産 税	5,318,731	39,012	5,357,743
11地 方 交 付 税		4,360,317	227,255	4,587,572
	1地 方 交 付 税	4,360,317	227,255	4,587,572
15国 庫 支 出 金		5,527,058	1,683,617	7,210,675
	1国 庫 負 担 金	3,238,530	224,548	3,463,078
	2国 庫 補 助 金	1,923,264	709,520	2,632,784
	4国 庫 交 付 金	345,634	749,549	1,095,183
16県 支 出 金		2,509,588	20,000	2,529,588
	1県 負 担 金	1,311,134	15,956	1,327,090
	2県 補 助 金	934,656	4,814	939,470
	4県 交 付 金	11,046	△770	10,276
17財 産 収 入		8,242	4,762	13,004
	1財 産 運 用 収 入	8,239	290	8,529
	2財 産 売 払 収 入	3	4,472	4,475
19繰 入 金		3,703,384	△2,805,746	897,638
	1基 金 繰 入 金	3,703,384	△2,805,746	897,638
21諸 収 入		1,122,186	△140,445	981,741
	5雑 入	878,040	△140,445	737,595
歳 入 合 計		37,815,947	△201,280	37,614,667



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 7,023,560	千円 △1,157	千円 7,022,403
	1 総 務 管 理 費	6,311,396	△233	6,311,163
	2 徴 税 費	419,309	△396	418,913
	3 戸籍住民基本台帳費	180,471	△528	179,943
3 民 生 費		14,912,170	8,490	14,920,660
	1 社 会 福 祉 費	7,285,086	25,356	7,310,442
	2 児 童 福 祉 費	5,793,991	△16,466	5,777,525
	4 災 害 救 助 費	14,413	△400	14,013
4 衛 生 費		4,884,728	△411,354	4,473,374
	1 保 健 衛 生 費	2,813,953	△389,095	2,424,858
	2 清 掃 費	1,914,591	△19,777	1,894,814
	3 上 水 道 費	156,184	△2,482	153,702
5 労 働 費		153,376		153,376
	1 労 働 費	153,376		153,376
6 農 林 水 産 業 費		234,675	△4,043	230,632
	1 農 業 費	226,771	△4,352	222,419
	2 林 業 費	7,904	309	8,213
7 商 工 費		992,727	262,627	1,255,354
	1 商 工 費	992,727	262,627	1,255,354
8 土 木 費		2,594,913	△19,281	2,575,632
	2 道 路 橋 り よ う 費	591,937	△1,826	590,111
	4 都 市 計 画 費	1,118,920	△12,366	1,106,554
	6 下 水 道 費	581,588	△5,089	576,499
9 消 防 費		976,567	△614	975,953
	1 消 防 費	976,567	△614	975,953
10 教 育 費		3,173,328	△33,820	3,139,508
	1 教 育 総 務 費	391,672	△1,564	390,108
	2 小 学 校 費	605,350	△5,253	600,097
	3 中 学 校 費	385,803	△14,186	371,617
	4 社 会 教 育 費	418,158	△349	417,809
	5 保 健 体 育 費	1,372,345	△12,468	1,359,877
12 公 債 費		2,592,070	△2,128	2,589,942
	1 公 債 費	2,592,070	△2,128	2,589,942
歳 出 合 計		37,815,947	△201,280	37,614,667

## 第 2 表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備費補助事業	7,730
4 衛生費	1 保健衛生費	健康推進事業	638
8 土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	29,270
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	5,514

### 第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
マイナポイント申請等支援業務委託料	令和4年度～令和5年度	3,505

[単位：千円]

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
古知野西保育園指定管理料	令和4年度 ～ 令和9年度	644,400	令和4年度 ～ 令和9年度	659,475
体育館LED照明器具借上料（小学校）	令和5年度 ～ 令和14年度	53,644	令和5年度 ～ 令和14年度	33,399
体育館LED照明器具借上料（中学校）	令和5年度 ～ 令和14年度	33,660	令和5年度 ～ 令和14年度	20,958

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 12,736,592	千円 809,277	千円 13,545,869
11 地方交付税	4,360,317	227,255	4,587,572
15 国庫支出金	5,527,058	1,683,617	7,210,675
16 県支出金	2,509,588	20,000	2,529,588
17 財産収入	8,242	4,762	13,004
19 繰入金	3,703,384	△2,805,746	897,638
21 諸収入	1,122,186	△140,445	981,741
歳入合計	37,815,947	△201,280	37,614,667

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 7,023,560	千円 △1,157	千円 7,022,403
3 民生費	14,912,170	8,490	14,920,660
4 衛生費	4,884,728	△411,354	4,473,374
5 労働費	153,376		153,376
6 農林水産業費	234,675	△4,043	230,632
7 商工費	992,727	262,627	1,255,354
8 土木費	2,594,913	△19,281	2,575,632
9 消防費	976,567	△614	975,953
10 教育費	3,173,328	△33,820	3,139,508
12 公債費	2,592,070	△2,128	2,589,942
歳出合計	37,815,947	△201,280	37,614,667

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 31,548	千円	千円 417	千円 △33,122
103,348			△94,858
1,105,252			△1,516,606
26,461			△26,461
236			△4,279
254,451			8,176
△520			△18,761
313			△927
182,528		△145,302	△71,046
			△2,128
1,703,617		△144,885	△1,760,012

## 2 歳 入

### 1 款 市税

### 1 1 款 地方交付税

### 1 5 款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	12,736,592	809,277	13,545,869
	1 市民税	6,035,561	770,265	6,805,826
	1 個人	5,591,353	211,459	5,802,812
	2 法人	444,208	558,806	1,003,014
	2 固定資産税	5,318,731	39,012	5,357,743
	1 固定資産税	5,277,635	39,012	5,316,647
11	地方交付税	4,360,317	227,255	4,587,572
	1 地方交付税	4,360,317	227,255	4,587,572
	1 地方交付税	4,360,317	227,255	4,587,572
15	国庫支出金	5,527,058	1,683,617	7,210,675
	1 国庫負担金	3,238,530	224,548	3,463,078
	1 民生費国庫負担金	3,234,830	8,603	3,243,433
	2 衛生費国庫負担金	2,786	215,945	218,731
	2 国庫補助金	1,923,264	709,520	2,632,784
	1 総務費国庫補助金	929,467	1,125	930,592
	2 民生費国庫補助金	813,714	△7,756	805,958

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	211,459	[税務課] 所得割	
1 現年課税分	558,806	[税務課] 法人税割	
1 現年課税分	39,012	[税務課] 償却資産	
1 地方交付税	227,255	[財政課] 普通交付税	
1 社会福祉費 負担金	8,603	[福祉課] 障害者自立支援医療給付費負担金 [保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金	3,085 5,558 △40
1 保健衛生費 負担金	215,945	[健康づくり課] 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
1 総務管理費 補助金	1,125	[行政改革推進課] マイナポイント事業費補助金	
2 児童福祉費 補助金	△7,756	[こども政策課] 子ども・子育て支援事業費補助金 494,000円×10/10 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業費補助金	494 △8,250

歳 入

15款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	3	衛生費国庫補助金	7,695	716,151	723,846
	4	国庫交付金	345,634	749,549	1,095,183
	1	民生費交付金	268,332	85,254	353,586
	2	衛生費交付金	13,219	173,156	186,375
	4	教育費交付金	24,601	182,528	207,129
	5	総務費交付金		30,423	30,423



[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 補助金	716,151	[健康づくり課] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
1 児童福祉費 交付金	56,639	[こども政策課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [保育課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	53,730 2,909
3 社会福祉費 交付金	28,529	[高齢者生きがい課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [福祉課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△6,625 21,869 13,285
4 災害救助費 交付金	86	[福祉課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 保健衛生費 交付金	40,380	[環境課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [健康づくり課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,424 36,956
2 清掃費 交付金	1,065	[環境課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
3 上水道費 交付金	131,711	[水道課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 教育総務費 交付金	3,209	[教育課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [こども政策課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,006 203
2 社会教育費 交付金	1,976	[生涯学習課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
3 小学校費 交付金	38,417	[教育課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
4 中学校費 交付金	17,463	[教育課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
5 保健体育費 交付金	121,463	[学校給食課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [スポーツ推進課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	114,892 6,571
1 総務管理費 交付金	30,214	[防災安全課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [地方創生推進課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [市民サービス課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,396 6,623 232

歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

17款 財産収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
	6	労働費交付金	26,461	26,461
	7	農林水産業費交付金	236	236
	8	商工費交付金	251,178	251,178
	9	消防費交付金	313	313
16 県支出金		2,509,588	20,000	2,529,588
1 県負担金		1,311,134	15,956	1,327,090
	1	民生費県負担金	15,956	1,325,697
	1,309,741			
2 県補助金		934,656	4,814	939,470
	2	民生費県補助金	1,291	805,532
	804,241			
	5	商工費県補助金	3,273	3,723
	450			
	6	土木費県補助金	250	6,065
	5,815			
4 県交付金		11,046	△770	10,276
	3	土木費交付金	△770	4,534
	5,304			
17 財産収入		8,242	4,762	13,004
	1	財産運用収入	290	8,529
	8,239			

15-4-5 総務費交付金 [単位：千円]

節		金額	説明	
区分				
			[行政改革推進課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,963
2 徴 交 税 付 費 金		209	[税務課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 労 交 働 付 費 金		26,461	[商工観光課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 農 交 業 付 費 金		236	[農政課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 商 交 工 付 費 金		251,178	[商工観光課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 消 交 防 付 費 金		313	[消防署] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 社 交 会 付 福 担 祉 金 費 金 負 担 金		15,956	[福祉課] 障害者自立支援医療給付費負担金 [保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金	1,543 14,433 △20
2 児 交 童 付 福 助 祉 金 費 金 補 助 金		1,291	[保育課] 保育所等給食費軽減対策支援金 1,936,000円×2/3	
1 商 交 工 付 補 助 費 金 金		3,273	[商工観光課] げんき商店街推進事業費補助金	
2 都 交 市 付 計 助 画 金 費 金 補 助 金		250	[都市整備課] 街路改良事業費補助金	
1 都 交 市 付 計 画 費 金 交 付 金		△770	[都市計画課] あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金	

歳 入

17款 財産収入

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	1	財産貸付収入	4,248	290	4,538
	2	財産売払収入	3	4,472	4,475
	1	不動産売払収入	2	4,472	4,474
19		繰入金	3,703,384	△2,805,746	897,638
	1	基金繰入金	3,703,384	△2,805,746	897,638
	1	基金繰入金	3,703,384	△2,805,746	897,638
21		諸収入	1,122,186	△140,445	981,741
	5	雑入	878,040	△140,445	737,595
	2	雑入	831,076	△140,445	690,631
		計	37,815,947	△201,280	37,614,667

[単位：千円]

節		金額	説明	
区分				
1	土地建物貸付収入	290	[財政課] 土地貸付収入	
2	土地売払収入	4,472	[土木課] 廃道敷地売払収入	
1	基金繰入金	△2,805,746	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
9	学校給食センター給食徴収金	△145,302	[学校給食課] 小学校児童職員徴収金 中学校生徒職員徴収金	△93,044 △52,258
11	雑入	4,857	[都市計画課] 江南市生活交通バス路線維持費補助金返還金 [総務課] 自動車損害共済災害共済金	4,730 127

### 3 歳 出

2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 地 方 創 生 推 進 費	146,882	△15	146,867	6,623			△6,638	12委託料	△15	
5 行 政 改 革 推 進 費	419,626	622	420,248	3,088			△2,466	12委託料	1,125	
								13使用料 及 賃借料	△11	
								17備 品 購 入 費	△492	
6 財 政 費	1,265,063	△299	1,264,764				290	△589	12委託料	△589
								24積立金	290	

2-1-1 地方創生推進費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>[シティプロモーション事業] ・PR事業（新型コロナウイルス感染症対策） 12 委託料     シティプロモーション動画制作委託料</p> <p style="text-align: right;">△15</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 6,623千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後6,985,000円－補正前7,000,000円</p>
<p>[マイナポイント申請等支援事業] 12 委託料     業務委託料</p> <p style="text-align: right;">1,125</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 1,125千円     補正後9,120,000円×10/10     －補正前7,995,000円×10/10</p> <p>補正後9,021,000円－補正前7,896,000円</p> <p>マイナポイント申請等支援業務委託料に係る債務負担行為 期間 令和4年度～令和5年度 限度額 3,505千円</p>
<p>[情報システム管理運営事業] ・情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策） 13 使用料及び賃借料     会議用ライセンス使用料 17 備品購入費     パソコン     マイクスピーカー     プロジェクター</p> <p style="text-align: right;">△503</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 1,963千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>会議用ライセンス使用料 補正後205,000円－補正前216,000円 パソコン 補正後750,000円－補正前1,172,000円 マイクスピーカー 補正後156,000円－補正前191,000円 プロジェクター 補正後167,000円－補正前202,000円</p>
<p>[公共施設整備事業基金管理事業] 24 積立金     江南市公共施設整備事業基金積立金</p> <p style="text-align: right;">290</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 290千円 土地貸付収入     補正後1,605,000円－補正前1,315,000円</p> <p>補正後281,605,000円－補正前281,315,000円</p>

歳出  
2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
7 行政事務費	245,421	457	245,878			127	330	7報償費 10需用費	330 127
8 防災安全費	203,906	△998	202,908	21,396			△22,394	10需用費 12委託料 13使用料及び賃借料 14工事請負費 17備品購入費	△756 △845 70 1,700 △1,167



2-1-6 財政費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔市有財産管理事業〕	△589	草刈委託料	
12 委託料		補正後73,000円－補正前38,000円	
草刈委託料	35	アスベスト調査委託料	
アスベスト調査委託料	△740	補正後7,260,000円－補正前8,000,000円	
測量委託料	116	測量委託料	
		補正後1,261,000円－補正前1,145,000円	
〔公用車管理事業〕	127	〈特定財源〉	
・ 公用車運行管理事業		そ 127千円 自動車損害共済災害共済金	
10 需用費		補正後2,392,000円－補正前2,265,000円	
修繕料			
自動車			
〔固定資産評価審査委員会事業〕	330		
7 報償費			
弁護士謝礼			
〔災害時対応事業〕	△1,923		
・ 防災力向上事業	△536	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★	
10 需用費		補正後2,216,000円－補正前2,752,000円	
消耗品費			
一般事業用			
・ 防災力向上事業（新型コロナウイルス感染症対策）	△1,387	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
10 需用費	△220	〈特定財源〉	
消耗品費		国 21,396千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生	
一般事業用		臨時交付金	
17 備品購入費	△1,167	一般事業用	
公共事業用		補正後1,981,000円－補正前2,201,000円	
		公共事業用	
		補正後20,586,000円－補正前21,753,000円	
〔防災行政無線等電源装置更新事業〕	△845		
12 委託料		補正後2,952,000円－補正前3,797,000円	
防災行政無線用無停電電源装置交			
換委託料			

歳出  
2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	6,311,396	△233	6,311,163	31,107		417	△31,757		

2款 総務費  
2項 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	270,130	△396	269,734	209			△605	13使用料 及び 賃借料	△396
計	419,309	△396	418,913	209			△605		

2-1-8 防災安全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	1,770		
〔放置自転車対策事業〕			
・ 駐車場施設管理事業			
13 使用料及び賃借料	70	敷地借上料（江南駅東外6）	補正後4,748,000円－補正前4,678,000円
敷地借上料（江南駅東外6）			
14 工事請負費	1,700	自転車等駐車場撤去工事費	自転車等駐車場整備工事費
自転車等駐車場撤去工事費	402	布袋駅東一時自転車等駐車場	自転車等駐車場整備工事費
自転車等駐車場整備工事費	1,298	布袋駅北一時自転車等駐車場	

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△396		
〔税諸証明書交付事業〕			
・ 税諸証明書交付事業（新型コロナウイルス感染症対策）			
13 使用料及び賃借料		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
スマート申請システム使用料		〈特定財源〉	
		国 209千円	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
		補正後283,000円－補正前679,000円	

歳 出  
 2款 総務費  
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 本 費 住 基 本 台 帳 費	180,471	△528	179,943	232			△760	13使用料 及 賃借料	△528
計	180,471	△528	179,943	232			△760		

3款 民生費  
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高 齢 者 福 祉 費	1,584,889	△6,735	1,578,154	15,244			△21,979	10需用費	△9
								11役務費	△26
								18負担金、 補助及び 交付金	△6,625
								27繰出金	△75

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<p>[戸籍事業] <span style="float: right;">△528</span>                      ・戸籍事業（新型コロナウイルス感染症対策）                      13 使用料及び賃借料                          スマート申請システム使用料</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 232千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                          臨時交付金</p> <p>補正後378,000円－補正前906,000円</p>	

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<p>[介護保険財務事務事業] <span style="float: right;">△75</span>                      ・介護保険特別会計繰出事業（新型コロナウイルス感染症対策）                      27 繰出金                          特別会計繰出金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 669千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                          臨時交付金</p> <p>補正後706,000円－補正前781,000円</p>	
<p>[介護施設等整備費補助事業] <span style="float: right;">△6,625</span>                      ・介護施設等整備費補助事業                      18 負担金、補助及び交付金                          認知症高齢者グループホーム等防                          災改修費等補助金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 △6,625千円                          補正後 7,730,000円×10/10                          －補正前14,355,000円×10/10</p> <p>補正後7,730,000円－補正前14,355,000円</p> <p>繰越明許費                      7,730千円</p>	

歳出  
3款 民生費  
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 障害者 福祉費	2,847,272	6,072	2,853,344	17,913			△11,841	10需用費	△9
								11役務費	△29
								18負担金、 補助及び 交付金	△60
								19扶助費	6,170

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>[介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業]                      ・介護サービス事業所等応援金交付事業</p> <p>10 需用費                          印刷製本費                          一般事業用</p> <p>11 役務費                          郵便料</p>	<p>△35</p> <p>△9</p> <p>△26</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 20,096千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>一般事業用                      補正後0円－補正前9,000円                      郵便料                      補正後27,000円－補正前53,000円</p>	
<p>[高齢者福祉施設維持運営事業]                      ・福祉センター維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉                      国 1,006千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>	
<p>・高齢者生きがい活動センター維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉                      国 98千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>	
<p>[自立支援給付事業]                      ・障害者自立支援医療給付事業</p> <p>19 扶助費                          障害者自立支援医療給付費</p>	<p>6,072</p> <p>6,170</p>	<p>〈特定財源〉                      国 3,085千円                          補正後84,613,000円×1/2                          －補正前78,443,000円×1/2                      県 1,543千円                          補正後84,613,000円×1/4                          －補正前78,443,000円×1/4</p> <p>補正後84,613,000円－補正前78,443,000円</p>	

歳 出  
 3 款 民生費  
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 社 会 保 障 費	2,814,092	26,019	2,840,111	19,931			6,088	27繰出金	26,019
計	7,285,086	25,356	7,310,442	53,088			△27,732		



3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>・ 障害者自立支援給付事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>10 需用費</p> <p>    印刷製本費</p> <p>    一般事業用</p> <p>11 役務費</p> <p>    郵便料</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p>    障害福祉サービス等事業所応援金</p>	<p>△98</p> <p>△9</p> <p>△29</p> <p>△60</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 13,285千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>一般事業用</p> <p>補正後0円－補正前9,000円</p> <p>郵便料</p> <p>補正後10,000円－補正前39,000円</p> <p>障害福祉サービス等事業所応援金</p> <p>補正後15,240,000円－補正前15,300,000円</p>	
<p>〔保険推進事業〕</p> <p>27 繰出金</p> <p>    国民健康保険特別会計繰出金</p>	<p>26,019</p>	<p>（特定財源）</p> <p>国 5,558千円</p> <p>    補正後158,005,412円×1/2</p> <p>    －補正前146,891,000円×1/2</p> <p>    △40千円</p> <p>    補正後3,847,217円×1/2</p> <p>    －補正前3,928,000円×1/2</p> <p>県 14,433千円</p> <p>    補正後271,192,735円×3/4</p> <p>    158,005,412円×1/4</p> <p>    －補正前255,654,000円×3/4</p> <p>    146,891,000円×1/4</p> <p>    △20千円</p> <p>    補正後3,847,217円×1/4</p> <p>    －補正前3,928,000円×1/4</p> <p>国民健康保険特別会計繰出金</p> <p>    保険基盤安定繰出金</p> <p>        補正後429,198,147円－補正前402,545,000円</p> <p>    未就学児均等割保険税繰出金</p> <p>        補正後3,847,217円－補正前3,928,000円</p> <p>    国保財政安定化支援事業繰出金</p> <p>        補正後27,744,000円－補正前28,298,000円</p>	

歳 出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,694,738	△14,536	2,680,202	45,974			△60,510	13使用料 及 賃借料	△27
								17備 品 購 入 費	△309
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△14,200

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔病児・病後児保育事業〕 ・病児・病後児保育施設運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>〔子育て支援センター維持運営事業〕 ・子育て支援センター開館準備事業 17 備品購入費 公共事業用</p> <p>〔ファミリー・サポート・センター事業〕 ・ファミリー・サポート・センター事業（新型コロナウイルス感染症対策） 13 使用料及び賃借料 メール配信システム使用料</p> <p>〔児童・遺児手当等事業〕 ・児童手当事業</p> <p>〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業〕 18 負担金、補助及び交付金 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 193千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>△309 補正後2,013,000円－補正前2,322,000円</p> <p>△27 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 6千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後6,000円－補正前33,000円</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 494千円 494,000円×10/10</p> <p>△13,200 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 △8,250千円 補正後103,400,000円×10/10 －補正前111,650,000円×10/10 国 53,531千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後165,440,000円－補正前178,640,000円</p>

歳 出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,465,176	△1,930	2,463,246	4,200			△6,130	12委託料 17備品 購入費	△803 △1,127
計	5,793,991	△16,466	5,777,525	50,174			△66,640		

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔子育て世帯等臨時特別支援事業〕 <span style="float: right;">△1,000</span>                      ・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（                      単市分）                      18 負担金、補助及び交付金                      子育て世帯への臨時特別給付金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★                      補正後0円－補正前1,000,000円</p>
<p>〔保育園保育等事業〕 <span style="float: right;">△1,127</span>                      ・新型コロナウイルス感染症対策事業                      17 備品購入費                      空気清浄機</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★                      〈特定財源〉                      国 2,352千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                      臨時交付金                      補正後2,481,000円－補正前3,608,000円</p>
<p>〔保育園施設維持運営事業〕 <span style="float: right;">△803</span>                      ・保育園施設維持事業 <span style="float: right;">△803</span>                      12 委託料                      空調設備保守委託料</p>	<p>補正後3,135,000円－補正前3,938,000円</p>
<p>・保育園指定管理事業</p>	<p>債務負担行為                      限度額                      変更後 659,475千円                      変更前 644,400千円</p>
<p>〔子ども・子育て支援事業〕                      ・新型コロナウイルス感染症対策補助事業</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★                      （財源更正）                      〈特定財源〉                      国 557千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                      臨時交付金                      県 1,291千円 1,936,000円×2/3</p>

歳 出  
 3 款 民生費  
 4 項 災害救助費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 被災者 支援費	13,702	△400	13,302	86			△486	18負担金、 補助及び 交付金	△400
計	14,413	△400	14,013	86			△486		

4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健康 づくり費	2,780,220	△388,413	2,391,807	969,052			△1,357,465	7報 償 費	△56,067
								10需 用 費	△2
								11役 務 費	△2,388
								12委 託 料	△328,332
								17備 品 購 入 費	△4
								18負担金、 補助及び 交付金	△1,130
								19扶 助 費	△490

3-4-1 被災者支援費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔災害援護事業〕</b> ・ウクライナ避難民人道支援一時金支給事業 18 負担金、補助及び交付金 ウクライナ避難民人道支援一時金	△400 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 86千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 補正後100,000円－補正前500,000円

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔健康推進事業〕</b> ・健康推進事業	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 繰越明許費 638千円
<b>〔予防接種事業〕</b> 10 需用費 消耗品費 一般事業用 11 役務費 郵便料 風しん抗体検査・予防接種支払事務手数料 12 委託料 予防接種済者入力委託料 風しん抗体検査委託料 風しん対策予防接種委託料 19 扶助費 インフルエンザ予防接種助成金	△7,695 △2 一般事業用 補正後291,000円－補正前293,000円 郵便料 補正後5,477,000円－補正前5,413,000円 風しん抗体検査・予防接種支払事務手数料 補正後181,000円－補正前487,000円 予防接種済者入力委託料 補正後764,000円－補正前781,000円 風しん抗体検査委託料 補正後2,817,000円－補正前7,890,000円 風しん対策予防接種委託料 補正後1,265,000円－補正前3,136,000円 インフルエンザ予防接種助成金 補正後710,000円－補正前1,200,000円

歳 出  
 4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	33,733	△682	33,051	3,424			△4,106	12委託料	△682



4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕 <b>△379,579</b>            7 報償費 <b>△56,067</b>                医師等謝礼            11 役務費 <b>△2,141</b>                広域予防接種支払事務手数料            12 委託料 <b>△321,371</b>                予防接種委託料 <b>△319,688</b>                システム改修委託料 <b>△1,683</b></p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★            〈特定財源〉            国 215,945千円 新型コロナウイルスワクチン接種対策費                負担金            国 716,151千円 新型コロナウイルスワクチン接種体制                確保事業費補助金             医師等謝礼                補正後15,268,000円－補正前71,335,000円            広域予防接種支払事務手数料                補正後11,772,000円－補正前13,913,000円            予防接種委託料                補正後216,051,000円－補正前535,739,000円            システム改修委託料                補正後4,323,000円－補正前6,006,000円</p>
<p>〔休日急病診療所維持運営事業〕 <b>△4</b>            ・休日急病診療所運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）            17 備品購入費                空気清浄機</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★            〈特定財源〉            国 197千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                臨時交付金             補正後208,000円－補正前212,000円</p>
<p>〔地域医療推進支援事業〕 <b>△1,135</b>            ・地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）            11 役務費 <b>△5</b>                郵便料            18 負担金、補助及び交付金 <b>△1,130</b>                新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★            〈特定財源〉            国 36,759千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生                臨時交付金             郵便料                補正後179,000円－補正前184,000円            新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金                補正後41,750,000円－補正前42,880,000円</p>
<p>〔温暖化防止事業〕 <b>△682</b>            ・地球温暖化対策実行計画策定事業 <b>△682</b>            12 委託料                業務委託料</p>	<p>補正後1,210,000円－補正前1,892,000円</p>

歳 出  
4 款 衛生費  
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	2,813,953	△389,095	2,424,858	972,476			△1,361,571		

4 款 衛生費  
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,914,591	△19,777	1,894,814	1,065			△20,842	18負担金、 補助及び 交付金	△19,777

4-1-2 環境保全費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>・住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業 (新型コロナウイルス感染症対策)</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 3,424千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金</p>

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[可燃ごみ収集運搬事業] ・可燃ごみ収集運搬事業(新型コロナウイルス 感染症対策)</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 239千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金</p>
<p>[分別ごみ収集運搬事業] ・資源ごみ収集運搬事業(新型コロナウイルス 感染症対策)</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 683千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金</p>

歳出  
4款 衛生費  
2項 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,914,591	△19,777	1,894,814	1,065			△20,842		

説	明
事 業	備 考
<p>〔し尿等収集運搬事業〕  ・愛北クリーンセンター投入運搬委託事業（  新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>〔愛北広域事務組合関係事業〕 <span style="float:right">△5,967</span>  ・愛北広域事務組合調整事業  18 負担金、補助及び交付金  愛北広域事務組合（し尿処理事業  等）負担金 <span style="float:right">△6,908</span>  愛北広域事務組合（火葬事業）負  担金 <span style="float:right">941</span></p> <p>〔江南丹羽環境管理組合関係事業〕 <span style="float:right">△9,228</span>  ・江南丹羽環境管理組合調整事業  18 負担金、補助及び交付金  江南丹羽環境管理組合負担金</p> <p>〔尾張北部環境組合関係事業〕 <span style="float:right">△4,582</span>  ・新ごみ処理施設建設事業  18 負担金、補助及び交付金  新ごみ処理施設建設費負担金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉  国 143千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生  臨時交付金</p> <p>し尿処理事業等負担金  議会運営費負担金  補正後1,314,000円×5/21人  －補正前1,408,000円×5/21人  共通経費運営費負担金  補正後47,343,000円×32.519%  －補正前49,360,000円×32.519%  し尿処理場運営費負担金  補正後285,274,000円×46.959%  －補正前298,542,000円×46.959%</p> <p>火葬事業負担金  火葬場事業運営費負担金  補正後158,789,000円×32.519%  －補正前155,895,000円×32.519%</p> <p>事業運営費負担金  補正後1,059,665,000円×59.869%  －181,200,000円×52.587%  －補正前1,075,079,000円×59.869%  －181,200,000円×52.587%</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>議会運営費負担金  補正後1,311,000円×3/12人  －補正前1,393,000円×3/12人</p> <p>ごみ処理施設建設費負担金  補正後85,166,000円×40.265%  －補正前96,493,000円×40.265%</p>

歳 出  
4 款 衛生費  
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	156,184	△2,482	153,702	131,711			△134,193	18負担金、 補助及び 交付金	△609
								27繰出金	△1,873
計	156,184	△2,482	153,702	131,711			△134,193		

5 款 労働費  
1 項 労働費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	153,376		153,376	26,461			△26,461		
計	153,376		153,376	26,461			△26,461		

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△609	
<p>〔水道料金賦課等事業〕</p> <p>・水道料金減額協力金交付事業</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p>水道料金減額協力金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 7,261千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後8,415,000円－補正前9,024,000円</p>
	△1,873	
<p>〔企業会計管理事業〕</p> <p>・水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>27 繰出金</p> <p>水道事業会計繰出金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 124,450千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後144,231,000円－補正前146,104,000円</p>

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>〔すいとびあ江南維持運営事業〕</p> <p>・すいとびあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 26,461千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>

歳 出  
6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	226,771	△4,352	222,419	236			△4,588	1報酬 △40	△40
								8旅 費 △4	△4
								10需用費 △10	△10
								11役 務 費 △12	△12
								12委 託 料 △4,000	△4,000
								18負担金、 補助及び 交 付 金 △286	△286
計	226,771	△4,352	222,419	236			△4,588		

6 款 農林水産業費  
2 項 林業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 林業費	7,904	309	8,213				309	24積立金	309
計	7,904	309	8,213				309		



6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△770	
〔農業者経営安定化事業〕		
・肥料価格高騰対策事業		
1 報酬	△40	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★
会計年度任用職員		
8 旅費	△4	〈特定財源〉
費用弁償		国 236千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生
10 需用費	△10	臨時交付金
消耗品費		
一般事業用		
11 役務費	△12	会計年度任用職員
郵便料		補正後238,000円－補正前278,000円
18 負担金、補助及び交付金	△704	費用弁償
肥料価格高騰対策支援金		補正後0円－補正前4,000円
		一般事業用
		補正後6,000円－補正前16,000円
		郵便料
		補正後5,000円－補正前17,000円
		肥料価格高騰対策支援金
		補正後96,000円－補正前800,000円
〔県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業〕	418	
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策の事業 ★★★★★
県営水質保全対策事業負担金（昭和用水地区）		
		補正後25,109,000円×10%×81.84%
		－補正前20,000,000円×10%×81.84%
〔親水・景観保全事業〕	△4,000	
12 委託料		補正後2,656,000円－補正前6,656,000円
清掃委託料		

6-2-1 林業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	309	
〔森林環境譲与税基金管理事業〕		
24 積立金		補正後8,204,000円－補正前7,895,000円
江南市森林環境譲与税基金積立金		

歳 出  
7 款 商工費  
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	992,727	262,627	1,255,354	254,451			8,176	3職 員 手 当 等	△85
								8旅 費	△9
								10需 用 費	△6
								11役 務 費	△33
								13使 用 料 及 賃 借 料	△15
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△37,225
								24積 立 金	300,000
計	992,727	262,627	1,255,354	254,451			8,176		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔創業支援事業〕</b> 775		
	18 負担金、補助及び交付金 創業支援補助金	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後2,575,000円－補正前1,800,000円
	<b>〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業〕</b> △38,148		
	・ 江南市キャッシュレス決済ポイント還元事業 △41		
	10 需用費 △4	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
	印刷製本費 一般事業用		〈特定財源〉
	11 役務費 △22	国	214,375千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金
	チラシ折込手数料		
	13 使用料及び賃借料 △15	県	3,273千円 げんき商店街推進事業費補助金
	会場借上料		一般事業用 補正後222,000円－補正前226,000円 チラシ折込手数料 補正後88,000円－補正前110,000円 会場借上料 補正後108,000円－補正前123,000円
	・ 江南市事業継続応援金交付事業 △38,107		
	3 職員手当等 △85	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
	期末手当		〈特定財源〉
	8 旅費 △9	国	36,803千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金
	費用弁償		
	10 需用費 △2		期末手当
	印刷製本費 一般事業用		補正後133,000円－補正前218,000円
	11 役務費 △11		費用弁償 補正後24,000円－補正前33,000円
	郵便料		一般事業用 補正後16,000円－補正前18,000円
	18 負担金、補助及び交付金 △38,000		郵便料 補正後55,000円－補正前66,000円 江南市事業継続応援金 補正後40,000,000円－補正前78,000,000円
	江南市事業継続応援金		
	<b>〔新工業用地整備事業基金管理事業〕</b> 300,000		
	24 積立金	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	江南市新工業用地整備事業基金積立金		補正後550,000,000円－補正前250,000,000円

歳出  
8款 土木費  
2項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋りょう費	591,937	△1,826	590,111				△1,826	12委託料	△1,826
計	591,937	△1,826	590,111				△1,826		

8款 土木費  
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 都市計画費	160,545	60,725	221,270				60,725	12委託料	△682
								18負担金、補助及び交付金	61,407
2 都市整備費	795,298	△70,742	724,556	250			△70,992	12委託料	△2,090
								14工事請負費	△43,165
								16公有財産購入費	△548
								21補償、補填及び賠償金	△1,403
								27繰出金	△23,536

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
【道路台帳整備事業】 ・道路台帳等加除委託事業 12 委託料 業務委託料	△1,826 補正後16,170,000円－補正前17,996,000円

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
【バス関連事業】 18 負担金、補助及び交付金 江南市生活交通バス路線維持費補助金	61,407 住民の生活に不可欠なバス路線を維持するため、その路線の運行に対する補助金を交付 江南・病院線 23,697,000円 江南団地線 37,710,000円
【都市計画基礎調査事業】 12 委託料 愛知県都市計画基礎調査委託料	△682 補正後5,038,000円－補正前5,720,000円
【交通結節点整備事業（布袋駅東地区）】 12 委託料 物件調査委託料 16 公有財産購入費 道路改良用地費（社会資本整備総合交付金事業） 21 補償、補填及び賠償金 道路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業）	△2,338 △957 △548 △833 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 物件調査委託料 補正後2,530,000円－補正前3,487,000円 道路改良用地費 補正後9,679,000円－補正前10,227,000円 道路改良補償費 補正後13,498,000円－補正前14,331,000円

歳出  
 8款 土木費  
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3公園 緑地費	163,077	△2,349	160,728	△770			△1,579	10需用費 12委託料	△1,282 △1,067
計	1,118,920	△12,366	1,106,554	△520			△11,846		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[布袋駅付近鉄道高架化整備事業] ・布袋駅付近鉄道高架化整備事業	△43,735		
14 工事請負費	△43,165	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）	★★★★★
布袋駅西通線整備工事費（都市構造再編集中支援事業）	7,786	布袋駅西通線整備工事費	
布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事費（都市構造再編集中支援事業）	△42,764	補正後46,780,000円－補正前38,994,000円	
布袋駅前便所建設工事費（都市構造再編集中支援事業）	△979	布袋駅西駅前広場・布袋駅線整備工事費	
側道等復旧工事費（単市事業）	△7,208	補正後283,478,000円－補正前326,242,000円	
21 補償、補填及び賠償金	△570	布袋駅前便所建設工事費	
地下埋設物等移転補償費（単市事業）		補正後21,450,000円－補正前22,429,000円	
		側道等復旧工事費	
		補正後6,707,000円－補正前13,915,000円	
		地下埋設物等移転補償費	
		補正後1,840,000円－補正前2,410,000円	
		繰越明許費	
		29,270千円	
[区画整理運営事業] ・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業	△23,536		
27 繰出金		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
特別会計繰出金		補正後160,947,000円－補正前184,483,000円	
[都市計画道路整備事業（江南通線）] 12 委託料	△1,133	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）	★★★★★
測量設計委託料（県費補助事業）		県費補助事業	
		〈特定財源〉	
		県 250千円	
		補正後4,000,000円×5/10	
		－補正前3,500,000円×5/10	
		補正後9,350,000円－補正前10,483,000円	
[公園等整備事業（（仮称）1号公園）] ・都市公園等整備事業（（仮称）1号公園）	△1,067		
12 委託料		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
実施設計委託料		補正後7,810,000円－補正前8,877,000円	
[緑化推進事業] ・花いっぱい運動事業	△1,282		
10 需用費		〈特定財源〉	
消耗品費		県 △770千円	
一般事業用		補正後1,364,000円×10/10	
		－補正前2,134,000円×10/10	
		補正後2,504,000円－補正前3,786,000円	

歳 出  
 8 款 土木費  
 6 項 下水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	581,588	△5,089	576,499				△5,089	27繰出金	△5,089
計	581,588	△5,089	576,499				△5,089		

9 款 消防費  
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消防 総務費	238,901	△614	238,287				△614	17備品 購入費	△614
3 消防署費	672,952		672,952	313			△313		
計	976,567	△614	975,953	313			△927		



8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△5,089	
[下水道経営事業] ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後576,499,000円－補正前581,588,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△614	
[消防車両更新等事業] 17 備品購入費 指導調査車		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後5,410,000円－補正前6,024,000円 繰越明許費 5,514千円
[消防活動環境推進事業] ・消防活動安全衛生事業（新型コロナウイルス感染症対策）		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 313千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金

歳出  
 10款 教育費  
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 教育 支援費	214,396	△1,090	213,306	3,006			△4,096	8 旅 費	△90
								18 負担金、 補助及び 交付金	△1,000
3 放課後 児童費	148,611	△474	148,137	203			△677	11 役 務 費	108
								13 使用料 及び 賃借料	△582
計	391,672	△1,564	390,108	3,209			△4,773		

説		明	
事	業	備	考
[スクール・サポート・スタッフ配置事業]	△90		
8 旅費			
費用弁償			
[私立高等学校等保護者負担軽減事業]	△1,000		
18 負担金、補助及び交付金			
私立高等学校等保護者負担軽減助成金			
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）]	△234		
・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）（新型コロナウイルス感染症対策）			
11 役務費	76	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
郵便料			
13 使用料及び賃借料	△310		
メール配信システム使用料			
[放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）]	△240		
・放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）（新型コロナウイルス感染症対策）			
11 役務費	32	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
郵便料			
13 使用料及び賃借料	△272		
メール配信システム使用料			

歳 出  
 10款 教育費  
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	605,350	△5,253	600,097	38,417			△43,670	12委託料	△1,658
								13使用料 及び 賃借料	△1,826
								14工 事 請 負 費	3,050
								17備 品 購 入 費	1,743
								18負担金、 補助及び 交付金	△6,562
計	605,350	△5,253	600,097	38,417			△43,670		

説	明
事業	備考
<p>[教材整備事業] <span style="float:right">△1,813</span></p> <p>・情報教育推進事業 <span style="float:right">△571</span></p> <p>  13 使用料及び賃借料</p> <p>    教育用コンピュータ機器借上料 <span style="float:right">△387</span></p> <p>    学習支援ソフト使用料 <span style="float:right">△184</span></p> <p>・副読本整備事業 <span style="float:right">△1,242</span></p> <p>  12 委託料</p> <p>    のびゆく江南編集委託料</p> <p>[学校管理運営事業] <span style="float:right">△6,562</span></p> <p>・学校管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>  18 負担金、補助及び交付金</p> <p>    修学旅行キャンセル料等補助金</p> <p>[学校施設管理事業] <span style="float:right">△416</span></p> <p>・学校施設管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>  12 委託料</p> <p>    便所等清掃委託料</p> <p>[学校施設整備等事業] <span style="float:right">3,538</span></p> <p>・学校施設改修事業 <span style="float:right">4,793</span></p> <p>  14 工事請負費 <span style="float:right">3,050</span></p> <p>    教室等改修工事費</p> <p>  17 備品購入費 <span style="float:right">1,743</span></p> <p>    一般校用</p> <p>・学校施設改修（LED化）事業 <span style="float:right">△1,255</span></p> <p>  13 使用料及び賃借料</p> <p>    体育館LED照明器具借上料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>教育用コンピュータ機器借上料 補正後53,067,000円－補正前53,454,000円 学習支援ソフト使用料 補正後2,879,000円－補正前3,063,000円</p> <p>補正後1,117,000円－補正前2,359,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後0円－補正前6,562,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 38,417千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金</p> <p>補正後40,519,000円－補正前40,935,000円</p> <p>児童数増に伴う教室等の改修 古知野東小学校・古知野北小学校</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後2,069,000円－補正前3,324,000円</p> <p>債務負担行為 限度額 変更後 33,399千円 変更前 53,644千円</p>

歳 出  
 10款 教育費  
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	385,803	△14,186	371,617	17,463			△31,649	7報 償 費	△809
								12委 託 料	△189
								13使 用 料 及 賃 借 料	△787
								14工 事 請 負 費	△583
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△11,818
計	385,803	△14,186	371,617	17,463			△31,649		

説	明
事業	備考
<p>〔体育・文化活動推進事業〕                      ・ 対外競技選手派遣補助事業                      18 負担金、補助及び交付金                      各種対外競技生徒派遣補助金</p>	<p>△671                      補正後2,629,000円－補正前3,300,000円</p>
<p>〔部活動支援事業〕                      ・ 部活動講師配置事業                      7 報償費                      講師謝礼</p>	<p>△809                      補正後2,993,000円－補正前3,802,000円</p>
<p>〔学校管理運営事業〕                      ・ 学校管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）                      18 負担金、補助及び交付金                      修学旅行キャンセル料等補助金</p>	<p>△11,147                      ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★                      補正後0円－補正前11,147,000円</p>
<p>〔学校施設管理事業〕                      ・ 学校施設管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）                      12 委託料                      便所等清掃委託料</p>	<p>△189                      ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★                      〈特定財源〉                      国 17,463千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                      補正後18,418,000円－補正前18,607,000円</p>
<p>〔学校施設整備等事業〕                      ・ 学校施設改修（LED化）事業                      13 使用料及び賃借料                      体育館LED照明器具借上料</p>	<p>△787                      ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★                      補正後1,299,000円－補正前2,086,000円                      債務負担行為                      限度額                      変更後 20,958千円                      変更前 33,660千円</p>
<p>〔学校施設耐震化事業〕                      ・ 学校施設耐震補強事業                      14 工事請負費                      渡り廊下耐震補強工事費</p>	<p>△583                      ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★                      補正後20,130,000円－補正前20,713,000円</p>

歳出  
 10款 教育費  
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	320,983	△500	320,483	358			△858	7報償費	△500
2 文化 交流費	97,175	151	97,326	1,618			△1,467	12委託料	△574
								14工 事 請 負 費	△177
								18負担金、 補助及び 交付金	902



説	明
事 業	備 考
<p>[少年センター維持運営事業] <span style="float: right;">△500</span>                      ・街頭補導事業                        7 報償費                          少年補導委員謝礼</p> <p>[図書館維持運営事業]                      ・図書館指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>	<p>補正後700,000円－補正前1,200,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★                      （財源更正）</p> <p>〈特定財源〉                      国 358千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>
<p>[市民文化会館維持運営事業] <span style="float: right;">902</span>                      ・市民文化会館等指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）                        18 負担金、補助及び交付金                          原油価格等高騰対策支援金</p> <p>[市民文化会館整備等事業] <span style="float: right;">△177</span>                      ・市民文化会館改修事業（新型コロナウイルス感染症対策）                        14 工事請負費                          公衆無線LAN環境整備工事費</p> <p>[国際交流推進事業] <span style="float: right;">△574</span>                      ・フレンドシップ国交流事業                        12 委託料                          業務委託料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 616千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援                      内容 支援金の支給</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      国 900千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後949,000円－補正前1,126,000円</p> <p>補正後0円－補正前574,000円</p>

歳出  
10款 教育費  
4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	418,158	△349	417,809	1,976			△2,325		

10款 教育費  
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	206,333	△4,018	202,315	6,571			△10,589	7報償費	△130
								8旅費	△593
								12委託料	△1,977
								13使用料 及び賃借料	△196
								14工 事 請 負 費	△1,122

10-4-2 文化交流費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<b>〔多文化共生推進事業〕</b> ・ウクライナ避難民人道支援事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 102千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金	

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<b>〔各種スポーツ大会開催事業〕</b> $\Delta 2,107$ ・コミュニティ・スポーツ祭開催事業 7 報償費 $\Delta 130$ スポーツ振興委員謝礼 12 委託料 $\Delta 1,977$ 開催委託料		スポーツ振興委員謝礼 補正後0円ー補正前130,000円 開催委託料 補正後48,000円ー補正前2,025,000円	
<b>〔スポーツ推進委員事業〕</b> $\Delta 789$ 8 旅費 $\Delta 593$ 費用弁償 $\Delta 557$ 普通旅費 $\Delta 36$ 13 使用料及び賃借料 $\Delta 196$ 東海四県スポーツ推進委員研究大 会自動車借上料		費用弁償 補正後25,000円ー補正前582,000円 普通旅費 補正後0円ー補正前36,000円 東海四県スポーツ推進委員研究大会自動車借上料 補正後0円ー補正前196,000円	
<b>〔スポーツプラザ整備等事業〕</b> $\Delta 1,122$ ・スポーツセンター・武道館改修事業(新型 コロナウイルス感染症対策) 14 工事請負費 武道館便所等改修工事費		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 6,571千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 補正後6,930,000円ー補正前8,052,000円	

歳 出  
 10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	1,166,012	△8,450	1,157,562	114,892		△145,302	21,960	12委託料	△8,450
計	1,372,345	△12,468	1,359,877	121,463		△145,302	11,371		

12款 公債費  
 1項 公債費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 公 債 費	2,592,070	△2,128	2,589,942				△2,128	22償還金、 利子及び 割引料	△2,128
計	2,592,070	△2,128	2,589,942				△2,128		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△4,312	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後7,480,000円－補正前11,792,000円
[新学校給食センター整備等事業] ・新学校給食センター整備事業 12 委託料 測量委託料		
	△4,138	補正後65,842,000円－補正前69,980,000円
[給食調理事業] ・調理業務委託事業 12 委託料 業務委託料		
[給食用物資購入事業] ・給食用物資調達事業		★★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 114,892千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 そ △93,044千円 小学校児童職員徴収金 補正後168,502,000円－補正前261,546,000円 そ △52,258千円 中学校生徒職員徴収金 補正後99,286,000円－補正前151,544,000円 目的 児童・生徒の保護者負担軽減 内容 9月分から3月分までの給食費の負担軽減

12-1-1 公債費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△2,128	市債償還元金 補正後2,533,429,000円－補正前2,533,138,000円
[市債償還事業] 22 償還金、利子及び割引料 市債償還元金 市債償還利子	291 △2,419	市債償還利子 補正後55,218,000円－補正前57,637,000円



令和5年議案第15号

令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 1,800,837	千円 △37,519	千円 1,763,318
	1 国民健康保険税	1,800,837	△37,519	1,763,318
5 繰入金		768,953	46,019	814,972
	1 一般会計繰入金	677,003	26,019	703,022
	2 基金繰入金	91,950	20,000	111,950
6 諸収入		36,506	△8,500	28,006
	1 延滞金、加算金及び 過料	30,503	△8,500	22,003
歳入合計		9,559,935		9,559,935



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費 納 付 金		千円 2,551,516	千円	千円 2,551,516
	1 医療給付費分	1,754,493		1,754,493
	2 後期高齢者支援金等分	561,369		561,369
	3 介護納付金分	235,654		235,654
歳 出 合 計		9,559,935		9,559,935

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税	千円 1,800,837	千円 △37,519	千円 1,763,318
5 繰入金	768,953	46,019	814,972
6 諸収入	36,506	△8,500	28,006
歳入合計	9,559,935		9,559,935

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 国民健康保険事業費 納付金	千円 2,551,516	千円	千円 2,551,516
歳出合計	9,559,935		9,559,935

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 37,519	千円 △37,519
		37,519	△37,519

## 2 歳 入

### 1 款 国民健康保険税

### 5 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	国民健康保険税	1,800,837	△37,519	1,763,318
	1 国民健康保険税	1,800,837	△37,519	1,763,318
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,799,804	△37,519	1,762,285
5	繰入金	768,953	46,019	814,972
	1 一般会計繰入金	677,003	26,019	703,022
	1 一般会計繰入金	677,003	26,019	703,022
	2 基金繰入金	91,950	20,000	111,950

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分 現年課税分	△16,445	一般被保険者医療給付費分国民健康保険税現年課税分
2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△6,064	一般被保険者後期高齢者支援金分国民健康保険税現年課税分
3 介護納付金分 現年課税分	△3,510	一般被保険者介護納付金分国民健康保険税現年課税分
4 医療給付費分 滞納繰越分	△8,000	一般被保険者医療給付費分国民健康保険税滞納繰越分
5 後期高齢者 支援金分 滞納繰越分	△2,000	一般被保険者後期高齢者支援金分国民健康保険税滞納繰越分
6 介護納付金分 滞納繰越分	△1,500	一般被保険者介護納付金分国民健康保険税滞納繰越分
1 保険基盤 安定繰入金 (保険税 軽減分)	15,539	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)
2 保険基盤 安定繰入金 (保険者 支援分)	11,115	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
3 未就学児 均等割 保険税 繰入金	△81	未就学児均等割保険税繰入金
5 財政安定化 支援事業 繰入金	△554	財政安定化支援事業繰入金

歳 入

5 款 繰入金

6 款 諸収入

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
		1 基金繰入金	91,950	20,000	111,950
6		諸収入	36,506	△8,500	28,006
	1	延滞金、加算金及び 過料	30,503	△8,500	22,003
		1 一般被保険者延滞 金	30,000	△8,500	21,500
		計	9,559,935		9,559,935

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1	基金繰入金	20,000	江南市国民健康保険事業基金繰入金
1	一般被保険者延滞金	△8,500	一般被保険者延滞金

### 3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金  
1 項 医療給付費分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般被 保険者 医療給 付費分	1,753,753		1,753,753			27,945	△27,945		
計	1,754,493		1,754,493			27,945	△27,945		

3 款 国民健康保険事業費納付金  
2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般被 保険者 後期高 齢者支 援金等 分	561,369		561,369			6,064	△6,064		
計	561,369		561,369			6,064	△6,064		



3-1-1 一般被保険者医療給付費分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・一般被保険者医療給付費分支払事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ 9,688千円 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 補正後182,774,000円-補正前173,086,000円</p> <p>そ 7,439千円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 補正後107,382,000円-補正前99,943,000円</p> <p>そ △128千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後2,837,000円-補正前2,965,000円</p> <p>そ △554千円 財政安定化支援事業繰入金 補正後27,744,000円-補正前28,298,000円</p> <p>そ 20,000千円 江南市国民健康保険事業基金繰入金 補正後111,950,000円-補正前91,950,000円</p> <p>そ △8,500千円 一般被保険者延滞金 補正後21,500,000円-補正前30,000,000円</p>

3-2-1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ 3,394千円 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 補正後62,903,000円-補正前59,509,000円</p> <p>そ 2,623千円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 補正後37,817,000円-補正前35,194,000円</p> <p>そ 47千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後1,010,000円-補正前963,000円</p>

歳 出  
 3 款 国民健康保険事業費納付金  
 3 項 介護納付金分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護納 付金分	235,654		235,654			3,510	△3,510		
計	235,654		235,654			3,510	△3,510		

3-3-1 介護納付金分 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・介護納付金分支払事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉            そ 2,457千円 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)            補正後25,516,000円ー補正前23,059,000円            そ 1,053千円 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)            補正後12,807,000円ー補正前11,754,000円</p>



令和5年議案第16号

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 184,483	千円 △23,536	千円 160,947
	1 一般会計繰入金	184,483	△23,536	160,947
歳入合計		194,507	△23,536	170,971

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		千円 171,678	千円 △23,536	千円 148,142
	1 土地区画整理事業費	171,678	△23,536	148,142
歳出合計		194,507	△23,536	170,971

## 第2表 繰越明許費

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
2 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	計 画 策 定 事 業	17,655

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰入金	千円 184,483	千円 △23,536	千円 160,947
歳入合計	194,507	△23,536	170,971

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 土地区画整理事業費	千円 171,678	千円 △23,536	千円 148,142
歳出合計	194,507	△23,536	170,971



補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △23,536	千円
		△23,536	

## 2 歳 入

### 4 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
4	繰入金	184,483	△23,536	160,947
	1 一般会計繰入金	184,483	△23,536	160,947
	1 一般会計繰入金	184,483	△23,536	160,947
	計	194,507	△23,536	170,971

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1一般会計 繰入金	△23,536	一般会計繰入金

### 3 歳 出

2款 土地区画整理事業費  
1項 土地区画整理事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 土地区画 整 理 事 業 費	171,678	△23,536	148,142			△23,536		12委託料	△3,883
								14工 事 請 負 費	△4,711
								21補償、 補填及び 賠償金	△14,942
計	171,678	△23,536	148,142			△23,536			

2-1-1 土地区画整理事業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△825	
[計画策定事業]		
12 委託料		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
換地計画等策定委託料		以下、全て政策的事業
		〈特定財源〉
		そ △825千円 一般会計繰入金
		補正後18,029,000円－補正前18,854,000円
		補正後17,655,000円－補正前18,480,000円
		繰越明許費
		17,655千円
	△3,058	
[仮換地測量事業]		
・街区画地確定等事業		
12 委託料		〈特定財源〉
街区画地出来形確認測量委託料		そ △3,058千円 一般会計繰入金
		補正後14,519,000円－補正前17,577,000円
		補正後14,300,000円－補正前17,358,000円
	△4,711	
[道路・排水路等整備事業]		
14 工事請負費		〈特定財源〉
道路築造工事費	△3,815	そ △4,711千円 一般会計繰入金
整地等工事費	△1,746	補正後83,841,000円－補正前88,552,000円
排水路築造工事費	2,057	
区画線設置工事費	△1,207	道路築造工事費
		補正後74,279,000円－補正前78,094,000円
		整地等工事費
		補正後9,462,000円－補正前11,208,000円
		排水路築造工事費
		補正後6,638,000円－補正前4,581,000円
		区画線設置工事費
		補正後3,462,000円－補正前4,669,000円
	△14,942	
[物件移転等補償事業]		〈特定財源〉
21 補償、補填及び賠償金		そ △14,942千円 一般会計繰入金
地下埋設物等移転補償費	△2,771	補正後21,753,000円－補正前36,695,000円
損失補償金	△12,171	
		地下埋設物等移転補償費
		補正後21,753,000円－補正前24,524,000円
		損失補償金
		補正後0円－補正前12,171,000円



令和5年議案第17号

令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,278,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1,800,449	千円	千円 1,800,449
	1 国庫負担金	1,367,555		1,367,555
	2 国庫補助金	432,894		432,894
3 支払基金交付金		2,131,036		2,131,036
	1 支払基金交付金	2,131,036		2,131,036
4 県支出金		1,146,815		1,146,815
	1 県負担金	1,076,953		1,076,953
6 繰入金		1,281,277	△75	1,281,202
	1 一般会計繰入金	1,183,526	△75	1,183,451
	2 基金繰入金	97,751		97,751
歳入合計		8,278,321	△75	8,278,246



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 85,658	千円 △75	千円 85,583
	2 介護認定審査会費	70,384	△75	70,309
2 保 険 給 付 費		7,521,567		7,521,567
	3 そ の 他 諸 費	4,071	68	4,139
	4 高額介護サービス等費	230,524	△68	230,456
歳 出 合 計		8,278,321	△75	8,278,246

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1,800,449	千円	千円 1,800,449
3 支払基金交付金	2,131,036		2,131,036
4 県支出金	1,146,815		1,146,815
6 繰入金	1,281,277	△75	1,281,202
歳入合計	8,278,321	△75	8,278,246

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 85,658	千円 △75	千円 85,583
2 保険給付費	7,521,567		7,521,567
歳出合計	8,278,321	△75	8,278,246

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △75	千円
		△75	

## 2 歳 入

2 款 国庫支出金  
6 款 繰入金

3 款 支払基金交付金

4 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1,800,449		1,800,449
	1 国庫負担金	1,367,555		1,367,555
	1 介護給付費負担金	1,367,555		1,367,555
	2 国庫補助金	432,894		432,894
	1 調整交付金	282,559		282,559
3	支払基金交付金	2,131,036		2,131,036
	1 支払基金交付金	2,131,036		2,131,036
	1 介護給付費交付金	2,030,823		2,030,823
4	県支出金	1,146,815		1,146,815
	1 県負担金	1,076,953		1,076,953
	1 介護給付費負担金	1,076,953		1,076,953
6	繰入金	1,281,277	△75	1,281,202
	1 一般会計繰入金	1,183,526	△75	1,183,451
	1 介護給付費繰入金	940,195		940,195
	5 その他一般会計繰入金	85,614	△75	85,539
	2 基金繰入金	97,751		97,751
	1 基金繰入金	97,751		97,751
	計	8,278,321	△75	8,278,246

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 現年度分		
1 現年度分		
1 現年度分		
1 現年度分		
1 現年度分		
1 事務費 繰入金	△75	事務費繰入金
1 基金 繰入金		

### 3 歳 出

1 款 総務費  
2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護認定審査会費	70,384	△75	70,309			△75		13 使用料 及 賃借料	△2
								17 備 品 購 入 費	△73
計	70,384	△75	70,309			△75			

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△75	
[介護認定事業]		
・介護認定審査事業（新型コロナウイルス感染症対策）		
13 使用料及び賃借料	△2	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
モバイルルーター借上料		
17 備品購入費	△73	〈特定財源〉
タブレット端末	△71	そ △75千円 一般会計繰入金
スピーカー	△1	
空気清浄機	△1	モバイルルーター借上料
		補正後102,000円ー補正前104,000円
		タブレット端末
		補正後396,000円ー補正前467,000円
		スピーカー
		補正後56,000円ー補正前57,000円
		空気清浄機
		補正後102,000円ー補正前103,000円

歳 出  
 2 款 保険給付費  
 3 項 その他諸費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 その他 諸 費	4,071	68	4,139	25		30	13	11 役 務 費	68
計	4,071	68	4,139	25		30	13		



2-3-1 その他諸費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[介護保険給付事業] ・ 保険給付費審査支払手数料事業 11 役務費     審査支払手数料</p>	<p style="text-align: right;">68</p> <p>〈特定財源〉 国 16千円     補正後4,139,000円×0.2358     －補正前4,071,000円×0.2358 県 9千円     補正後4,139,000円×0.125     －補正前4,071,000円×0.125 そ 18千円 支払基金交付金     補正後4,139,000円×0.27     －補正前4,071,000円×0.27 そ 8千円 一般会計繰入金     補正後4,139,000円×0.125     －補正前4,071,000円×0.125 そ 4千円 江南市介護保険事業基金繰入金     補正後54,000円     －補正前50,000円  補正後4,139,000円－補正前4,071,000円</p>

歳 出  
 2 款 保険給付費  
 4 項 高額介護サービス等費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高額介護サービス等費	230,524	△68	230,456	△25		△30	△13	18負担金、補助及び交付金	△68
計	230,524	△68	230,456	△25		△30	△13		

2-4-1 高額介護サービス等費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[介護保険給付事業] ・高額介護サービス等費支給事業 18 負担金、補助及び交付金 高額介護サービス費</p>	<p>△68</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △16千円 補正後230,456,000円×0.2358 －補正前230,524,000円×0.2358</p> <p>県 △9千円 補正後230,456,000円×0.125 －補正前230,524,000円×0.125</p> <p>そ △18千円 支払基金交付金 補正後230,456,000円×0.27 －補正前230,524,000円×0.27</p> <p>そ △8千円 一般会計繰入金 補正後230,456,000円×0.125 －補正前230,524,000円×0.125</p> <p>そ △4千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後2,853,000円 －補正前2,857,000円</p> <p>補正後230,456,000円－補正前230,524,000円</p>



令和5年議案第18号

令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度江南市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,585,963千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,255,733	千円 47,227	千円 1,302,960
	1 後期高齢者医療保険料	1,255,733	47,227	1,302,960
歳 入 合 計		1,538,736	47,227	1,585,963

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		千円 1,530,348	千円 47,227	千円 1,577,575
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,530,348	47,227	1,577,575
歳 出 合 計		1,538,736	47,227	1,585,963

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,255,733	47,227	1,302,960
歳入合計	1,538,736	47,227	1,585,963

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,530,348	47,227	1,577,575
歳出合計	1,538,736	47,227	1,585,963



補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 47,227	千円
		47,227	

## 2 歳 入

### 1 款 後期高齢者医療保険料

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	後期高齢者医療保険料	1,255,733	47,227	1,302,960
	1 後期高齢者医療保険料	1,255,733	47,227	1,302,960
	2 普通徴収保険料	664,257	47,227	711,484
	計	1,538,736	47,227	1,585,963

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 現年度分普通徴収保険料	47,227	現年度分普通徴収保険料

### 3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金  
1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 後 期 高 齢 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,530,348	47,227	1,577,575			47,227		18負担金、 補助及び 交付金	47,227
計	1,530,348	47,227	1,577,575			47,227			

2-1-1 後期高齢者医療広域連合納付金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[後期高齢者医療支援事業] ・ 広域連合納付事業 18 負担金、補助及び交付金 愛知県後期高齢者医療広域連合納 付金	47,227	〈特定財源〉 そ 47,227千円 後期高齢者医療保険料 補正後1,302,960,000円－補正前1,255,733,000円



令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第7号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市水道事業会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,688,122 千円	940 千円	1,689,062 千円
第1項 営業収益	1,374,633 千円	1,826 千円	1,376,459 千円
第2項 営業外収益	313,487 千円	△ 886 千円	312,601 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,368,394 千円	12,489 千円	1,380,883 千円
第1項 営業費用	1,346,919 千円	12,489 千円	1,359,408 千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条本文中「147,160千円」を「145,287千円」に改める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和4年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収 益			1,688,122	940	1,689,062
	1 営業収益		1,374,633	1,826	1,376,459
		1 給水収益	1,306,886	1,826	1,308,712
	2 営業外収益		313,487	△ 886	312,601
		2 他会計補助金	146,884	△ 1,873	145,011
		4 消費税及び地方消費税還付金	30,162	987	31,149

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費			1,368,394	12,489	1,380,883
	1 営業費用		1,346,919	12,489	1,359,408
		1 原水及び浄水費	555,609	12,702	568,311
		4 業務費	114,581	△ 213	114,368



令和4年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	221,860
減価償却費	468,754
固定資産除却費	22,600
引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,056
長期前受金戻入額	△ 129,440
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	20,173
未収金の増減額 (△は増加)	△ 29,162
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,234
未払金の増減額 (△は減少)	9,736
小計	580,224
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△ 20,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	560,058
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 751,349
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	154,788
補助金等による収入	66,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 530,033
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 109,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,227
資金増加額 (又は減少額)	70,252
資金期首残高	1,087,556
資金期末残高	1,157,808

令和4年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 184,310	174,546
	ハ 構築物	20,726,027	
	減価償却累計額	△ 10,358,992	10,367,035
	ニ 機械及び装置	2,203,087	
	減価償却累計額	△ 1,438,741	764,346
	ホ 車両運搬具	12,295	
	減価償却累計額	△ 11,170	1,125
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,539	755
	ト 建設仮勘定		88,030
	有形固定資産合計		11,636,224
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,637,616
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		1,157,808
	(2) 未収金	315,076	
	貸倒引当金	△ 500	314,576
	(3) 貯蔵品		1,508
	流動資産合計		1,473,892
	資産合計		13,111,508

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,495,069	
	企業債合計	1,495,069	1,495,069
	固定負債合計		1,495,069
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,175	
	企業債合計	102,175	102,175
	(2) 未払金		501,488
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,070	
	引当金合計	9,070	9,070
	(4) 預り金		1,697
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	616,430	616,430
5	繰延収益		
	長期前受金		6,353,151
	長期前受金収益化累計額	△ 2,955,891	
	繰延収益合計	3,397,260	3,397,260
	負債合計	5,508,759	5,508,759

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,395,612	
	資本金合計	6,597,805	6,597,805
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	358,286	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	646,658	
	利益剰余金合計	646,658	646,658
	剰余金合計	1,004,944	1,004,944
	資本合計	7,602,749	7,602,749
	負債資本合計	13,111,508	13,111,508

# 令和4年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

## 収益的収入及び支出

### 収入

#### 1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,688,122	940	1,689,062		
	1	営業収益	1,374,633	1,826	1,376,459		
		1 給水収益	1,306,886	1,826	1,308,712	1 水道料金	1,826
	2	営業外収益	313,487	△ 886	312,601		
		2 他会計補助金	146,884	△ 1,873	145,011	1 他会計補助金	△ 1,873
		4 消費税及び 地方消費税還付金	30,162	987	31,149	1 消費税及び 地方消費税 還付金	987

[単位:千円]

説 明
水道料金
一般会計補助金 水道料金減額協力金
消費税及び地方消費税還付金

# 支 出

## 1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,368,394	12,489	1,380,883		
	1	営業費用	1,346,919	12,489	1,359,408		
		1 原水及び浄水費	555,609	12,702	568,311	25 動力費	12,702
		4 業務費	114,581	△ 213	114,368	17 委託料	△ 213
		6 減価償却費	468,754		468,754	38 有形固定資産 減価償却費	

説	明
事 業	備 考
<b>〔施設維持管理事業〕</b> <span style="float:right">12,702</span> <b>・取水・配水施設維持管理事業</b> 25 動力費 下般若系電力料 <span style="float:right">2,539</span> 後飛保系電力料 <span style="float:right">7,669</span> その他水源電力料 <span style="float:right">2,494</span>	補正後87,000,000円－補正前74,298,000円
<b>〔水道料金賦課等事業〕</b> <span style="float:right">△ 213</span> <b>・水道料金等取扱業務委託事業</b> 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ △213千円 一般会計補助金 補正後1,831,000円－補正前2,044,000円  補正後1,831,000円－補正前2,044,000円
<b>〔企業会計管理事業〕</b> <b>・減価償却費管理事業</b>	(財源更正)  〈特定財源〉 そ △1,660千円 一般会計補助金 補正後142,400,000円－補正前144,060,000円





令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,065,269 千円	△ 7,841 千円	1,057,428 千円
第1項 営業収益	380,924 千円	△ 67 千円	380,857 千円
第2項 営業外収益	684,344 千円	△ 7,774 千円	676,570 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,135,707 千円	△ 1,410 千円	1,134,297 千円
第1項 営業費用	998,636 千円	△ 550 千円	998,086 千円
第2項 営業外費用	136,041 千円	△ 860 千円	135,181 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額268,336千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額264,657千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,353千円、当年度分損益勘定留保資金238,619千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,403千円、当年度分損益勘定留保資金234,890千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,073,518 千円	△ 39,600 千円	1,033,918 千円
第1項 企業債	704,000 千円	△ 39,600 千円	664,400 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,341,854 千円	△ 43,279 千円	1,298,575 千円
第1項 建設改良費	693,405 千円	△ 43,279 千円	650,126 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	391,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日 から据置期間 を含めて40年 以内償還。た だし、企業財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に 借換えするこ とができる。	351,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	704,000				664,400			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「198,542千円」を「193,832千円」に改める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延



# 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,065,269	△ 7,841	1,057,428
	1 営業収益		380,924	△ 67	380,857
		2 他会計負担金	13,365	△ 67	13,298
	2 営業外収益		684,344	△ 7,774	676,570
		1 他会計負担金	216,469	△ 312	216,157
		2 他会計補助金	198,286	△ 4,710	193,576
		5 消費税及び地方消費税還付金	36,635	△ 2,752	33,883

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,135,707	△ 1,410	1,134,297
	1 営業費用		998,636	△ 550	998,086
		1 汚水管きよ費	18,861	△ 550	18,311
		6 減価償却費	580,821		580,821
	2 営業外費用		136,041	△ 860	135,181
1 支払利息及び企業債取扱諸費		136,041	△ 860	135,181	

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			1,073,518	△ 39,600	1,033,918
	1 企 業 債		704,000	△ 39,600	664,400
		1 企 業 債		704,000	△ 39,600

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,341,854	△ 43,279	1,298,575
	1 建設改良費		693,405	△ 43,279	650,126
		1 汚水管きよ整備費		645,565	△ 43,279

令和4年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は純損失)	△ 114,808
	減価償却費	580,821
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 55
	長期前受金戻入額	△ 228,548
	支払利息	135,181
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 10,828
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 444
	小計	361,319
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 135,181
	業務活動によるキャッシュ・フロー	226,138
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 904,885
	無形固定資産の取得による支出	△ 37,368
	補助金等による収入	208,205
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 734,048
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	664,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 647,449
	他会計からの出資による収入	140,252
	財務活動によるキャッシュ・フロー	157,203
	資金増加額 (又は減少額)	△ 350,707
	資金期首残高	513,309
	資金期末残高	162,602



令和4年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,956,636		
減価償却累計額	<u>△ 1,470,575</u>	18,486,061	
ロ 機械及び装置	230,454		
減価償却累計額	<u>△ 32,404</u>	198,050	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 808</u>	228	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 226</u>	85	
ホ 建設仮勘定		<u>119,095</u>	
有形固定資産合計			18,803,519
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,747,290</u>	
無形固定資産合計			1,747,290
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			20,551,372
2 流動資産			
(1) 現金預金			162,602
(2) 未収金		91,944	
貸倒引当金		<u>△ 553</u>	91,391
流動資産合計			<u>253,993</u>
資産合計			<u><u>20,805,365</u></u>



負 債 の 部			
3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,357,160	
	企業債合計	<u>10,357,160</u>	10,357,160
	固定負債合計		10,357,160
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	681,122	
	企業債合計	<u>681,122</u>	681,122
	(2) 未払金		74,251
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,001	
	引当金合計	<u>7,001</u>	7,001
	(4) その他流動負債		383
	流動負債合計	<u>383</u>	762,757
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		7,950,656
	長期前受金収益化累計額	△ 683,941	
	繰延収益合計	<u>△ 683,941</u>	7,266,715
	負債合計		<u>18,386,632</u>
資 本 の 部			
6	資 本 金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	421,687	
	資本金合計	<u>2,578,143</u>	2,578,143
7	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 159,410	
	利益剰余金合計	<u>△ 159,410</u>	△ 159,410
	剰余金合計		<u>△ 159,410</u>
	資本合計		<u>2,418,733</u>
	負債資本合計		<u>20,805,365</u>

令和4年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書  
 収益的収入及び支出  
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,065,269	△ 7,841	1,057,428		
	1	営業収益	380,924	△ 67	380,857		
		2 他会計負担金	13,365	△ 67	13,298	1 他会計負担金	△ 67
	2	営業外収益	684,344	△ 7,774	676,570		
		1 他会計負担金	216,469	△ 312	216,157	1 他会計負担金	△ 312
		2 他会計補助金	198,286	△ 4,710	193,576	1 他会計補助金	△ 4,710
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	36,635	△ 2,752	33,883	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	△ 2,752

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

# 支 出

## 1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,135,707	△ 1,410	1,134,297			
	1	営業費用	998,636	△ 550	998,086			
		1	汚水管きよ費	18,861	△ 550	18,311	17 委 託 料	△ 550
		6	減価償却費	580,821		580,821		
	2	営業外費用	136,041	△ 860	135,181			
		1	支払利息及び 企業債取扱諸費	136,041	△ 860	135,181	50 企業債利息	△ 860

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
[下水道台帳整備事業]	△ 550	
17 委託料		補正後4,840,000円－補正前5,390,000円
下水道台帳加除委託料		
[下水道経営事業]		
・ 企業会計経理事務		(財源更正)  <特定財源> そ △4,710千円 一般会計補助金 補正後193,192,000円－補正前197,902,000円
[下水道経営事業]	△ 860	
・ 企業債償還（利息）事業		<特定財源> そ △67千円 雨水処理負担金 補正後316,000円－補正前383,000円
50 企業債利息		そ △312千円 一般会計負担金 補正後56,708,000円－補正前57,020,000円  補正後135,175,000円－補正前136,035,000円

# 資 本 的 収 入 及 び 支 出

## 収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,073,518	△ 39,600	1,033,918		
	1	企業債	704,000	△ 39,600	664,400		
		1 企業債	704,000	△ 39,600	664,400	1 建設改良費の 為の企業債	△ 39,600

[単位:千円]

説 明
公共下水道事業債(汚水)

# 支 出

## 1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	資本的支出		1,341,854	△ 43,279	1,298,575			
	1	建設改良費	693,405	△ 43,279	650,126			
		1	汚水管きよ整備費	645,565	△ 43,279	602,286	17 委 託 料	△ 27,974
						27 材 料 費	△ 1,245	
						28 補 償 金	△ 14,060	



説		明	
事	業	備	考
		★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト)★★★★★	
		以下、政策的事業(戦略プロジェクト)	
[下水道事業計画策定等事業]	△ 1,047		
・ 下水道事業計画改定事業			
17 委託料			〈特定財源〉
事業計画変更委託料(社会資本整備総合交付金事業)		国 550千円	補正後10,700,000円×1/2－補正前9,600,000円×1/2
			補正後13,979,000円－補正前15,026,000円
[公共補償事業]	△ 14,060		
28 補償金			〈特定財源〉
地下埋設物等移転補償費(社会資本整備総合交付金事業)	△ 7,686	国 △500千円	補正後5,300,000円×1/2－補正前6,300,000円×1/2
地下埋設物等移転補償費(単市事業)	△ 6,374	地 △12,800千円	[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)] 補正後(5,300,000円－2,650,000円)×90% －補正前(6,300,000円－3,150,000円)×90%
			[単市事業] 補正後(17,357,000円－5,300,000円)×95% －補正前(31,417,000円－6,300,000円)×95%
			地下埋設物等移転補償費 補正後8,235,000円－補正前15,921,000円
			地下埋設物等移転補償費 補正後9,122,000円－補正前15,496,000円
[実施設計測量委託事業]	△ 26,927		
17 委託料			〈特定財源〉
測量設計委託料(社会資本整備総合交付金事業)		国 △12,750千円	補正後45,000,000円×1/2－補正前70,500,000円×1/2
		地 △12,900千円	[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)] 補正後(45,000,000円－22,500,000円)×90% －補正前(70,500,000円－35,250,000円)×90%
			[単市事業] 補正後(104,226,000円－45,000,000円)×95% －補正前(131,153,000円－70,500,000円)×95%
			補正後104,226,000円－補正前131,153,000円

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額

説		明
事	業	備 考
<b>【管きよ布設事業】</b>	<b>△ 1,245</b>	
27 材料費		〈特定財源〉
工事用資材(社会資本整備総合交付金事業)		国 12,700千円
		補正後258,600,000円×1/2-補正前233,200,000円×1/2
		地 △13,900千円
		[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
		補正後(258,600,000円-129,300,000円)×90%
		-補正前(233,200,000円-116,600,000円)×90%
		[単市事業]
		補正後(420,425,000円-275,600,000円)×95%
		-補正前(421,670,000円-250,200,000円)×95%
		補正後3,735,000円-補正前4,980,000円

令和5年度江南市一般会計予算

令和5年度江南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,436,155千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る期末手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第22号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,798,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第23号

令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第24号

令和5年度江南市介護保険特別会計予算

令和5年度江南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,483,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年議案第25号

令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度江南市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,681,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延



令和5年度江南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度江南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 給水人口      | 93,800 人         |
| (2) 年間給水量     | 9,470,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給水量   | 25,945 立方メートル    |
| (4) 主要な建設改良事業 | 629,600 千円       |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,677,813 千円
第1項 営業収益	1,537,905 千円
第2項 営業外収益	139,906 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,413,235 千円
第1項 営業費用	1,376,556 千円
第2項 営業外費用	35,378 千円
第3項 特別損失	301 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 544,147千円は、過年度分損益勘定留保資金 362,551千円、減債積立金9,000千円、建設改良積立金122,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 50,596千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	325,395 千円
第1項 企 業 債	150,000 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第3項 負 担 金	32,558 千円
第4項 分 担 金	75,000 千円
第5項 補 助 金	67,836 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	869,542 千円
第1項 建 設 改 良 費	765,366 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	102,176 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

事 項	期 間	限 度 額
水 道 料 金 等 取 扱 業 務 委 託 料	令和5年度～令和10年度	427,691

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
基 幹 管 路 更 新 事 業	150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 123,908 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,591千円と定める。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度江南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	14,300 戸
(2) 年間排水量	3,483,000 立方メートル
(3) 一日平均排水量	9,516 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	1,122,162 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,175,728 千円
第1項 営業収益	507,980 千円
第2項 営業外収益	667,523 千円
第3項 特別利益	225 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,229,129 千円
第1項 営業費用	1,095,565 千円
第2項 営業外費用	132,030 千円
第3項 特別損失	534 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 255,330千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,294千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,077千円、当年度分損益勘定留保資金210,959千円で補てんするものとする。 )。

収 入

第1款 資本的収入	1,906,040 千円
第1項 企業債	1,223,400 千円
第2項 出資金	197,128 千円
第3項 負担金	28,373 千円
第4項 分担金	1,089 千円
第5項 補助金	456,050 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,161,370 千円
第1項 建設改良費	1,479,248 千円
第2項 企業債償還金	681,122 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	542,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業(雨水)	337,900			
流域下水道事業	37,100			
資本費平準化債	305,800			
計	1,223,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 93,402 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、112,324千円である。

令和5年2月22日提出

江南市長 澤田 和延